

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜すい）

（目的）

第1条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

3 この法律において「特別管理一般廃棄物」とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

（以下略）

（国民の責務）

第2条の4 国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

（以下略）

（清潔の保持等）

第5条 土地又は建物の占有者（占有者がない場合には、管理者とする。以下同じ。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

2 土地の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有し、若しくは管理する土地において、他の者によつて不適正に処理された廃棄物と認められるものを発見したときは、速やかに、その旨を都道府県知事又は市町村長に通報するように努めなければならない。

（中略）

4 何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

5 前項に規定する場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を保つように努めなければならない。

（以下略）

（基本方針）

第5条の2 環境大臣は、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向
- 二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項
- 三 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項
- 四 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的事項

- 五 非常災害時における前2号に掲げる事項に関する施策の推進を図るために必要な事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項
(以下略)

(都道府県廃棄物処理計画)

- 第5条の5 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。
- 2 廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 廃棄物の発生量及び処理量の見込み
 - 二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項
 - 三 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
 - 四 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項
 - 五 非常災害時における前3号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項
- (以下略)

(一般廃棄物処理計画)

- 第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。
- 2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
 - 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
 - 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
 - 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
 - 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
 - 3 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。
 - 4 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(市町村の処理等)

- 第6条の2 市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（再生することを含む。第7条第3項、第5項第4号ニからヘまで及び第8項、第7条の3第1号、第7条の4第1項第5号（中略）、第16条の2第2号（中略）を除き、以下同じ。）しなければならない。
- 2 市町村が行うべき一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この項において同じ。）の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる一般廃棄物を定めた場合における当該一般廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「一般廃棄物処理基準」という。）並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。
 - 3～5 (略)
 - 6 事業者は、一般廃棄物処理計画に従ってその一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合その他その一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第7条第12項に規定する一般廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する一般廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

- 7 事業者は、前項の規定によりその一般廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

(一般廃棄物処理業)

第7条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

- 2 前項の許可は、1年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

- 3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

- 4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

- 5 市町村長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。
- 二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
- 三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者

ニ この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者

ホ 第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

ヘ 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の

規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの

ト へに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、への通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者

リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第5項第2号ハにおいて同じ。）がイからチまでのいずれかに該当するもの

ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

6 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

7 前項の許可は、1年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

8 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

9 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

10 市町村長は、第6項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。

二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。

三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

四 申請者が第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

11 第1項又は第6項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

12 第1項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。）及び第6項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物処分業者」という。）は、一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分につき、当該市町村が地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項の規定により条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない。

13 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）に従い、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。

14 一般廃棄物収集運搬業者は、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を、一般廃棄物処分業者は、

一般廃棄物の処分を、それぞれ他人に委託してはならない。

- 15 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、帳簿を備え、一般廃棄物の処理について環境省令で定める事項を記載しなければならない。
- 16 前項の帳簿は、環境省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(変更の許可等)

- 第7条の2 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、市町村長の許可を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。
- 2 前条第5項及び第11項の規定は、収集又は運搬の事業の範囲の変更に係る前項の許可について、同条第10項及び第11項の規定は、処分の事業の範囲の変更に係る前項の許可について準用する。
 - 3 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所その他環境省令で定める事項を変更したときは、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。
 - 4 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、前条第5項第4号ロからトまで又はリからルまで（同号リからルまでに掲げる者にあつては、同号イ又はチに係るものを除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。
 - 5 一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又はこれらの者の前条第5項第4号リに規定する法定代理人、同号ヌに規定する役員若しくは使用人若しくは同号ルに規定する使用人が、同号イに該当するおそれがあるものとして環境省令で定める者に該当するに至つたときも、前項と同様とする。

(事業の停止)

- 第7条の3 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- 一 この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為（以下「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。
 - 二 その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第7条第5項第3号又は第10項第3号に規定する基準に適合しなくなつたとき。
 - 三 第7条第11項（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

(許可の取消し)

- 第7条の4 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。
- 一 第7条第5項第4号ハ若しくはニ（第25条から第27条まで若しくは第32条第1項（第25条から第27条までの規定に係る部分に限る。）の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号チに該当するに至つたとき。
 - 二 第7条第5項第4号リからルまで（同号ハ若しくはニ（第25条から第27条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号チに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至つたとき。
 - 三 第7条第5項第4号リからルまで（同号ホに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至つたとき。
 - 四 第7条第5項第4号イからトまで又はリからルまでのいずれかに該当するに至つたとき（前3号に該当する場合を除く。）。

五 前条第1号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分違反したとき。

六 不正の手段により第7条第1項若しくは第6項の許可（同条第2項又は第7項の許可の更新を含む。）又は第7条の2第1項の変更の許可を受けたとき。

2 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が前条第2号又は第3号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

（名義貸しの禁止）

第7条の5 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、自己の名義をもつて、他人に一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせてはならない。

（一般廃棄物処理施設の許可）

第8条 一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設で政令で定めるもの（以下単に「ごみ処理施設」という。）、し尿処理施設（浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽を除く。以下同じ。）及び一般廃棄物の最終処分場で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者（中略）は、当該一般廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

（以下略）

（許可の基準等）

第8条の2 都道府県知事は、前条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その一般廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。

二 その一般廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該一般廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。

三 申請者の能力がその一般廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従つて当該一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

四 申請者が第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

（以下略）

（一般廃棄物の再生利用に係る特例）

第9条の8 環境省令で定める一般廃棄物の再生利用を行い、又は行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、環境大臣の認定を受けることができる。

一 当該再生利用の内容が、生活環境の保全上支障のないものとして環境省令で定める基準に適合すること。

二 当該再生利用を行い、又は行おうとする者が環境省令で定める基準に適合すること。

三 前号に規定する者が設置し、又は設置しようとする当該再生利用の用に供する施設が環境省令で定める基準に適合すること。

2 前項の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他環境省令で定める書類を環境大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該再生利用の用に供する施設

3 環境大臣は、第1項の認定の申請に係る再生利用が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。

4 第1項の認定を受けた者は、第7条第1項若しくは第6項又は第8条第1項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る収集若しくは

運搬若しくは処分を業として行い、又は当該認定に係る一般廃棄物処理施設を設置することができる。

- 5 第1項の認定を受けた者は、第7条第13項、第15項及び第16項並びに第19条の3の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者と、第18条第1項の規定（同項の規定に係る罰則を含む。）の適用については一般廃棄物処理施設の設置者とみなす。
- 6 第1項の認定を受けた者は、第2項第2号に掲げる事項の変更（当該認定に係る再生利用の用に供する施設以外の再生利用の用に供する施設（当該認定に係る再生利用の内容以外の内容の再生利用を行わないものに限る。）の設置を含む。）をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣の認定を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。
- 7 第3項（第1項第3号に係る部分に限る。）の規定は、前項の変更の認定について準用する。
- 8 第1項の認定を受けた者は、第2項第1号に掲げる事項の変更又は第6項ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。
- 9 環境大臣は、第1項の認定に係る再生利用が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は当該認定を受けた者が第6項若しくは前項の規定に違反したときは、当該認定を取り消すことができる。
- 10 前各項に規定するもののほか、第1項の認定及び第6項の変更の認定に関し必要な事項は、政令で定める。

（一般廃棄物の広域的処理に係る特例）

第9条の9 環境省令で定める一般廃棄物の広域的な処理を行い、又は行おうとする者（当該処理を他人に委託して行い、又は行おうとする者を含む。）は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、環境大臣の認定を受けることができる。

- 一 当該処理の内容が、一般廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に資するものとして環境省令で定める基準に適合すること。
- 二 当該処理を行い、又は行おうとする者（その委託を受けて当該処理を行い、又は行おうとする者を含む。次項第2号において同じ。）が環境省令で定める基準に適合すること。
- 三 前号に規定する者が環境省令で定める基準に適合する施設を有すること。

2 前項の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他環境省令で定める書類を環境大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 当該認定に係る処理を行い、又は行おうとする者及び当該処理の用に供する施設

3 環境大臣は、第1項の認定の申請に係る処理が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。

4 第1項の認定を受けた者（その委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者（第2項第2号に規定する者である者に限る。）を含む。）は、第7条第1項又は第6項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る収集若しくは運搬又は処分を業として行うことができる。

5 前項に規定する者は、第7条第13項、第15項及び第16項、第7条の5並びに第19条の3の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者とみなす。

6 第1項の認定を受けた者は、当該認定に係る処理の内容又は第2項第2号に掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣の認定を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

7 第3項の規定は、前項の変更の認定について準用する。

8 第1項の認定を受けた者は、第2項第1号に掲げる事項の変更又は第6項ただし書の環境省令で

定める軽微な変更をしたときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

- 9 第1項の認定を受けた者は、当該認定に係る処理を他人に委託する場合には、当該認定に係る処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。
- 10 環境大臣は、第1項の認定に係る処理が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は当該認定を受けた者が第6項若しくは第8項の規定に違反したときは、当該認定を取り消すことができる。
- 11 前各項に規定するもののほか、第1項の認定及び第6項の変更の認定に関し必要な事項は、政令で定める。

(特別管理産業廃棄物処理業)

第14条の4

(略)

- 17 特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者は、第7条第1項又は第6項の規定にかかわらず、環境省令で定めるところにより、特別管理一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の業を行うことができる。この場合において、これらの者は、特別管理一般廃棄物処理基準に従い、特別管理一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。(以下略)

(産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例)

- 第15条の2の5 産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものをその処理施設において処理する場合において、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その処理施設において処理する一般廃棄物の種類その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出たときは、第8条第1項の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、その処理施設を当該一般廃棄物を処理する一般廃棄物処理施設として設置することができる。
- 2 前項に規定する場合において、非常災害のために必要な応急措置として同項の廃棄物を処理するときは、同項の規定にかかわらず、その処理を開始した後、遅滞なく、その旨及び同項に規定する事項を届け出ることをもって足りる。

(投棄禁止)

- 第16条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

(焼却禁止)

- 第16条の2 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。
 - 一 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従つて行う廃棄物の焼却
 - 二 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
 - 三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

(報告の徴収)

- 第18条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物又はこれらであることの疑いのある物の収集、運搬又は処分を業とする者、一般廃棄物処理施設の設置者(中略)又は産業廃棄物処理施設の設置者(中略)に対し、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理(中略)に関し、必要な報告を求めることができる。(以下略)

(立入検査)

第19条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物若しくはこれらであることの疑いのある物の収集、運搬若しくは処分を業とする者その他の関係者の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設のある土地若しくは建物（中略）に立ち入り、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理（中略）に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。

(以下略)

(改善命令)

第19条の3 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める者は、当該一般廃棄物又は産業廃棄物の適正な処理の実施を確保するため、当該保管、収集、運搬又は処分を行つた者（事業者、一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者及び無害化処理認定業者（以下この条において「事業者等」という。）並びに国外廃棄物を輸入した者（事業者等を除く。）に限る。）に対し、期限を定めて、当該廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

- 一 一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）が適用される者により、当該基準に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合（第3号に掲げる場合を除く。） 市町村長
- 二 産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準（特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物保管基準）が適用される者により、当該基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合（次号に掲げる場合を除く。） 都道府県知事
- 三 無害化処理認定業者により、一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）又は産業廃棄物処理基準（特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準）に適合しない一般廃棄物又は産業廃棄物の当該認定に係る収集、運搬又は処分が行われた場合 環境大臣

(措置命令)

第19条の4 一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、市町村長（前条第3号に掲げる場合にあつては、環境大臣。第19条の7において同じ。）は、必要な限度において、当該収集、運搬又は処分を行つた者（第6条の2第1項の規定により当該収集、運搬又は処分を行つた市町村を除くものとし、同条第6項若しくは第7項又は第7条第14項の規定に違反する委託により当該収集、運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者を含む。次条第1項及び第19条の7において「処分者等」という。）に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置（以下「支障の除去等の措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。

(以下略)

第19条の4の2 前条第1項に規定する場合（第9条の9第1項の認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る収集、運搬又は処分が行われた場合に限る。）において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、市町村長は、当該認定を受けた者（処分者等を除く。以下「認定業者」という。）に対し、期限を定めて、支障の除去等

の措置を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、当該支障の除去等の措置は、当該一般廃棄物の性状、数量、収集、運搬又は処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。

一 処分者等の資力その他の事情からみて、処分者等のみによつては、支障の除去等の措置を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき。

二 認定業者が当該認定に係る一般廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していないとき、当該収集、運搬又は処分が行われることを知り、又は知ることができたときその他第9条の9第9項の規定の趣旨に照らし認定業者に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

(事故時の措置)

第21条の2 一般廃棄物の処理施設又は産業廃棄物の処理施設で政令で定めるもの(以下この項において「特定処理施設」という。)の設置者は、当該特定処理施設において破損その他の事故が発生し、当該特定処理施設において処理する一般廃棄物若しくは産業廃棄物又はこれらの処理に伴つて生じた汚水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したことにより生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続くその支障の除去又は発生の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項に規定する者が同項に規定する応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、当該応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（抜すい）

（一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）

第3条 法第6条の2第2項の規定による一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。）の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。

一 一般廃棄物の収集又は運搬に当たっては、次によること。

イ 収集又は運搬は、次のように行うこと。

（1） 一般廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。

（2） 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によつて生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

ロ 一般廃棄物の収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。

ハ 運搬車、運搬容器及び運搬用パイプラインは、一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。

ニ 船舶を用いて一般廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、環境省令で定めるところにより、一般廃棄物の収集又は運搬の用に供する船舶である旨その他の事項をその船体の外側に見やすいように表示し、かつ、当該船舶に環境省令で定める書面を備え付けておくこと。

（中略）

ヘ 一般廃棄物の積替えを行う場合には、次によること。

（1） 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、一般廃棄物の積替えの場所であることの表示がされている場所で行うこと。

（2） 積替えの場所から一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。

（3） 積替えの場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

（中略）

チ 一般廃棄物の保管は、一般廃棄物の積替え（環境省令で定める基準に適合するものに限る。）を行う場合を除き、行つてはならないこと。

リ 一般廃棄物の保管を行う場合には、次によること。

（1） 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

（イ） 周囲に囲い（保管する一般廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。

（ロ） 環境省令で定めるところにより、見やすい箇所に一般廃棄物の積替えのための保管の場所である旨その他一般廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。

（2） 保管の場所から一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。

（イ） 一般廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。

（ロ） 屋外において一般廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた一般廃棄物の高さが環境省令で定める高さを超えないようにすること。

（ハ） その他必要な措置

（3） 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

（中略）

ル 法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画（次号ニにおいて「一般廃棄物処理計画」という。）に基づき分別して収集するものとされる一般廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、

その一般廃棄物の分別の区分に従って収集し、又は運搬すること。

二 一般廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。）又は再生に当たっては、前号イ及びロの規定の例によるほか、次によること。

イ 一般廃棄物を焼却する場合には、環境省令で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により焼却すること。

ロ 一般廃棄物の熱分解（物を処分するために、燃焼を伴わずに加熱により分解することをいう。以下同じ。）を行う場合には、環境省令で定める構造を有する熱分解設備（熱分解により廃棄物を処理する設備をいう。以下同じ。）を用いて、環境大臣が定める方法により行うこと。

ハ 一般廃棄物の保管を行う場合には、前号リの規定の例によること。

ニ 一般廃棄物処理計画に基づき再生するために分別し、収集した一般廃棄物は、適正に再生するようにすること。

ホ し尿処理施設に係る汚泥を再生する場合には、環境大臣が定める方法により再生すること。

ヘ 特定家庭用機器一般廃棄物（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物のうち一般廃棄物をいう。次号トにおいて同じ。）の再生又は処分を行う場合には、環境大臣が定める方法により行うこと。

（以下略）

（事業者の一般廃棄物の運搬、処分等の委託の基準）

第4条の4 法第6条の2第7項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 他人の一般廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を業として行うことができる者であつて、委託しようとする一般廃棄物の運搬又は処分若しくは再生がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。

二 特別管理一般廃棄物の運搬又は処分若しくは再生にあつては、その運搬又は処分若しくは再生を委託しようとする者に対し、あらかじめ、当該委託しようとする特別管理一般廃棄物の種類、数量、性状その他の環境省令で定める事項を文書で通知すること。

（一般廃棄物収集運搬業の許可の更新期間）

第4条の5 法第7条第2項に規定する政令で定める期間は、2年とする。

（法第7条第5項第4号ニの生活環境の保全を目的とする法令）

第4条の6 法第7条第5項第4号ニに規定する政令で定める法令は、次のとおりとする。

- 一 大気汚染防止法
- 二 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- 三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）
- 四 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- 五 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- 六 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- 七 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）
- 八 ダイオキシン類対策特別措置法
- 九 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

（法第7条第5項第4号ト、ヌ及びルの政令で定める使用人）

第4条の7 法第7条第5項第4号ト、ヌ及びルに規定する政令で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

- 一 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- 二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

(一般廃棄物処理業の許可の更新期間)

第4条の8 法第7条第7項に規定する政令で定める期間は、2年とする。

(一般廃棄物処理施設)

第5条 法第8条第1項の政令で定めるごみ処理施設は、1日当たりの処理能力が5トン以上（焼却施設にあつては、1時間当たりの処理能力が200キログラム以上又は火格子面積が2平方メートル以上）のごみ処理施設とする。

(以下略)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（抜すい）

（都道府県廃棄物処理計画）

第1条の2の2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）

第5条の5第2項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

（中略）

三 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項には、次の事項を定めること。

イ 一般廃棄物の広域的な処理に関する事項

ロ 一般廃棄物の減量その他その適正な処理に必要な市町村間の調整その他の技術的援助に関する事項

（以下略）

（一般廃棄物処理計画）

第1条の3 法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画により、同条第2項各号に掲げる事項を定めるものとする。

（船舶を用いて行う一般廃棄物の収集又は運搬に係る基準）

第1条の3の2 令第3条第1号ニの規定による表示は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める事項を様式第1号により船橋の両側（船橋のない船舶にあつては、両げん）に鮮明に表示することにより行うものとする。

（中略）

三 一般廃棄物収集運搬業者（他の法令の規定により一般廃棄物収集運搬業者とみなされる者を除く。次項において同じ。） 法第7条第1項の許可を受けた市町村の名称及び許可番号

2 令第3条第1号ニの環境省令で定める書面は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものとする。

（中略）

三 一般廃棄物収集運搬業者 法第7条第1項の許可を受けたことを証する書面

（一般廃棄物の積替えに係る基準）

第1条の4 令第3条第1号チの規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 あらかじめ、積替えを行つた後の運搬先が定められていること。

二 搬入された一般廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えるものでないこと。

三 搬入された一般廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。

（一般廃棄物の積替えのための保管の場所に係る掲示板）

第1条の5 令第3条第1号リ(1)(ロ)の規定による掲示板は、縦及び横それぞれ60センチメートル以上であり、かつ、次に掲げる事項を表示したものでなければならない。

一 保管する一般廃棄物の種類（中略）

二 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先

三 屋外において一般廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、次条に規定する高さのうち最高のもの

（一般廃棄物の保管の高さ）

第1条の6 令第3条第1号リ(2)(ロ)の規定による環境省令で定める高さは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める高さとする。

（以下略）

(一般廃棄物を焼却する焼却設備の構造)

第1条の7 令第3条第2号イの環境省令で定める構造は、次のとおりとする。

- 一 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が摂氏 800 度以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。
- 二 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
- 三 燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。
- 四 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。ただし、製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉又は亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却設備にあつては、この限りでない。
- 五 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。ただし、加熱することなく燃焼ガスの温度を保つことができる性状を有する廃棄物のみを焼却する焼却設備又は製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉若しくは亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却設備にあつては、この限りでない。

(一般廃棄物の熱分解を行う熱分解設備の構造)

第1条の7の2 令第3条第2号ロの環境省令で定める構造は、次のとおりとする。

- 一 炭化水素油又は炭化物を生成する場合にあつては、次のとおりとする。
 - イ 熱分解室内への空気の流入を防ぐことにより、熱分解室内の廃棄物を燃焼させない構造のものであること。
 - ロ 一般廃棄物の熱分解を行うのに必要な温度及び圧力を適正に保つことができるものであること（圧力については、加圧を行う場合に限る。ハについて同じ。）。
 - ハ 熱分解室内の温度及び圧力を定期的に測定できる構造のものであること。
- 二 処理に伴って生じた残さ（炭化物を含む。以下この号において同じ。）を排出する場合にあつては、残さが発火しないよう、排出された残さを直ちに冷却することができるものであること。
- ホ 処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスを適正に処理（燃焼させることを除く。ただし、処理した一般廃棄物の重量、生成された炭化水素油の重量及び処理に伴って生じた残さの重量を測定することができる熱分解設備において、通常の操業状態において生成される炭化水素油の重量が、処理した一般廃棄物の重量の 40 パーセント以上であり、かつ、処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスの重量が、処理した一般廃棄物の重量の 25 パーセント以下である処理（再生利用を目的として炭化水素油を生成するものに限る。）にあつては、この限りでない。）することができるものであること。
- 二 前号以外の場合にあつては、一般廃棄物の熱分解に必要な温度を適正に保つことができるものであることその他の生活環境の保全上の支障が生じないよう必要な措置が講じられていること。

(一般廃棄物の運搬を委託できる者)

第1条の17 法第6条の2第6項の規定による環境省令で定める一般廃棄物の運搬を委託できる者は、次のとおりとする。

- 一 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者
- 二 第2条各号に掲げる者
- 三 特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び第10条の20第1項に掲げる者（同条第2項の規定により特別管理一般廃棄物の収集又は運搬を行う者に限る。）
- 四 法第9条の8第1項の認定を受けた者（当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る運搬を行う場合に限る。）
- 五 法第9条の9第1項の認定を受けた者（当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る運搬を行

う場合に限るものとし、その委託を受けて当該認定に係る運搬を業として行う者（同条第2項第2号に規定する者である者に限る。）を含む。）

（以下略）

（一般廃棄物の処分を委託できる者）

第1条の18 法第6条の2第6項の規定による環境省令で定める一般廃棄物の処分を委託できる者は、次のとおりとする。

- 一 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者
- 二 第2条の3各号に掲げる者
- 三 特別管理産業廃棄物処分業者及び第10条の20第1項に掲げる者（同条第2項の規定により特別管理一般廃棄物の処分を行う者に限る。）
- 四 法第9条の8第1項の認定を受けた者（当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る処分を行う場合に限る。）
- 五 法第9条の9第1項の認定を受けた者（当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る処分を行う場合に限るものとし、その委託を受けて当該認定に係る処分を業として行う者（同条第2項第2号に規定する者である者に限る。）を含む。）

（以下略）

（特別管理一般廃棄物の処理の委託に係る通知事項）

第1条の19 令第4条の4第2号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 委託しようとする特別管理一般廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿
- 二 当該特別管理一般廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

（一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者）

第2条 法第7条第1項ただし書の環境省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者
- 二 再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者であつて市町村長の指定を受けたもの
- 三 削除
- 四 広域的に収集又は運搬することが適当であるものとして環境大臣が指定した一般廃棄物（以下この号において「広域収集運搬一般廃棄物」という。）を適正に収集又は運搬することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者（広域収集運搬一般廃棄物のみの収集又は運搬を営利を目的とせず業として行う場合に限る。）
- 五 国（一般廃棄物の収集又は運搬をその業務として行う場合に限る。）
- 六 一般廃棄物の輸出に係る運搬を行う者（自ら本邦から輸出の相手国までの運搬を行う場合に限る。）
- 七 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第23条第1項の認定を受けた製造業者等（同法第4条に規定する製造業者等をいう。）の委託を受けて、特定家庭用機器一般廃棄物（同法第50条第1項に規定する特定家庭用機器一般廃棄物をいう。以下同じ。）の再商品化（同法第2条第1項に規定する再商品化をいう。以下同じ。）に必要な行為（同法第17条に規定する指定引取場所から再商品化の用に供する同法第23条第2項第2号に掲げる施設への運搬に該当するものに限る。）を業として実施する者であつて次のいずれにも該当するものとして環境大臣の指定を受けたもの（イに規定する事業計画に基づき、法第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準（以下「一般廃棄物処理基準」という。）に従い、当該特定家庭用機器一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。）
 - イ 運輸事業者（資本金の額が3億円を超える会社に限る。）が作成する当該特定家庭用機器一般廃棄物の収集又は運搬に関する事業計画（再商品化の推進及び適正な処理の確保の観点から適

- 当と認められるものに限る。)に基づき、当該収集又は運搬を行うこと。
- ロ 当該収集又は運搬が当該区域内の当該特定家庭用機器一般廃棄物の適正な収集又は運搬の確保にとって必要不可欠である場合その他特に必要と認められる場合であること。
- ハ 当該特定家庭用機器一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
- ニ 積替施設を有する場合にあつては、当該特定家庭用機器一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。
- ホ 当該収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- ヘ 当該収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
- ト 法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。
- チ 法、浄化槽法（昭和58年法律第43号）又は令第4条の6に規定する法令の規定による不利益処分（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第4号に規定する不利益処分をいう。以下「不利益処分」という。）を受け、その不利益処分のあつた日から5年を経過しない者（当該不利益処分を受けた者が法人である場合においては、当該不利益処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第8条の38の2第2号ロ、第8条の38の5第2項第4号及び第4項第5号並びに第12条の12の28を除き、以下同じ。）であつた者で当該不利益処分のあつた日から5年を経過しないものを含む。以下同じ。）に該当しないこと。
- 八 再生利用の目的となる廃タイヤ（自動車用タイヤが一般廃棄物となつたものに限る。）を適正に収集又は運搬する者であつて、次のいずれにも該当するもの（一般廃棄物処理基準に従い、当該廃タイヤのみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。）
- イ 当該業を行う区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、当該廃タイヤの積卸しを行う区域に限る。）に係る廃タイヤ（自動車用タイヤが産業廃棄物となつたものに限る。）の収集又は運搬について、法第14条第1項の許可を受けていること。
- ロ 法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。
- ハ 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から5年を経過しない者に該当しないこと。
- 九 特定家庭用機器（特定家庭用機器再商品化法第2条第4項に規定する特定家庭用機器をいう。以下同じ。）、スプリングマットレス、自動車用タイヤ又は自動車用鉛蓄電池の販売を業として行う者であつて、当該業を行う区域において、その物品又はその物品と同種のものが一般廃棄物となつたものを適正に収集又は運搬するもの（次のいずれにも該当するものに限り、かつ、一般廃棄物処理基準に従い、当該一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。）
- イ 法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。
- ロ 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から5年を経過しない者に該当しないこと。
- 十 引越荷物を運送する業務を行う者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条の規定による許可を受けた者、同法第36条第1項の規定による届出をした者又は同法第37条第3項に規定する特定第二種貨物利用運送事業者のうち道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）による運送を行うものに限る。以下「引越荷物運送業者」という。）であつて、次のいずれにも該当するもの（一般廃棄物処理基準に従い、転居する者が転居の際に排出する一般廃棄物（日常生活に伴つて生じたものに限る。以下「転居廃棄物」という。）のみの収集又は運搬を営利を目的とせず業として行う場合に限る。）
- イ 転居する者から転居廃棄物の収集又は運搬について次に掲げる事項を記載した文書の交付を受け、かつ、当該文書に記載した事項に基づき、転居廃棄物を所定の場所まで運搬し、当該所定の場所において市町村又は一般廃棄物収集運搬業者に引き渡すこと。
- (1) 当該収集又は運搬に係る転居廃棄物の種類及び数量
 - (2) 引越荷物運送業者が管理する所定の場所の所在地

- (3) 当該所定の場所において当該転居廃棄物を引き渡す市町村の名称又は一般廃棄物収集運搬業者の氏名若しくは名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
- ロ 法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。
 - ハ 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から5年を経過しない者に該当しないこと。
- 十一 廃牛脊柱(牛の脊柱が一般廃棄物となつたものをいう。以下同じ。)を適正に収集又は運搬する者であつて、次のいずれにも該当するもの(一般廃棄物処理基準に従い、当該廃牛脊柱のみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。)
- イ 法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。
 - ロ 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から5年を経過しない者に該当しないこと。
- 十二 環境大臣の委託を受けて東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法(平成23年法律第99号。以下「災害廃棄物処理特措法」という。)第2条に規定する災害廃棄物である一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者(災害廃棄物処理特措法第4条第1項の規定により災害廃棄物の収集又は運搬を行う場合に限る。)
- 十三 環境大臣から災害廃棄物処理特措法第2条に規定する災害廃棄物である一般廃棄物の収集又は運搬の委託を受けた者の委託を受けて当該一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者であつて、次のいずれにも該当する者(災害廃棄物処理特措法第4条第1項の規定により災害廃棄物の収集又は運搬を行う場合に限る。)
- イ 当該受託者から委託を受ける業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有すること。
 - ロ 法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。
 - ハ 自ら当該受託者から委託を受ける業務を実施すること。
- ニ 環境大臣と当該受託者との間の委託契約に係る契約書に、当該受託者が一般廃棄物の収集又は運搬(災害廃棄物処理特措法第4条第1項の規定により行う一般廃棄物の収集又は運搬に限る。)を委託しようとする者として記載されていること。
- 十四 災害その他やむを得ない事由により緊急に生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のための措置を講ずるために環境大臣又は市町村長が特に必要があると認める場合において、当該事由を勘案して環境大臣又は市町村長が定める期間に一般廃棄物を適正に収集又は運搬する能力がある者として環境大臣又は市町村長が指定する者(一般廃棄物処理基準又は法第六条の二第三項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準(処理の緊急性に鑑み基準をそのまま適用することが適当でないとして環境大臣が認めた場合においては、適用することが適当でないものとして環境大臣が指定する基準を除く。第二条の三十号において同じ。)に従い、環境大臣又は市町村長が指定した一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合に限る。)

(一般廃棄物収集運搬業の許可の基準)

第2条の2 法第7条第5項第3号(法第7条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 施設に係る基準

- イ 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
- ロ 積替施設を有する場合には、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

二 申請者の能力に係る基準

- イ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足る知識及び技能を有すること。
- ロ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。

(心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者)

第2条の2の2 法第7条第5項第4号イの環境省令で定める者は、精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(一般廃棄物処分業の許可を要しない者)

第2条の3 法第7条第6項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 市町村の委託(非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。)を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者
- 二 再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの処分を業として行う者であつて市町村長の指定を受けたもの
- 三 削除
- 四 広域的に処分することが適当であるものとして環境大臣が指定した一般廃棄物(以下この号において「広域処分一般廃棄物」という。)を適正に処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者(広域処分一般廃棄物のみの処分を営利を目的とせず業として行う場合に限る。)
- 五 国(一般廃棄物の処分をその業務として行う場合に限る。)
- 六 再生利用の目的となる廃タイヤ(自動車用タイヤが一般廃棄物となつたものに限る。)を適正に処分する者であつて、次のいずれにも該当するもの(一般廃棄物処理基準に従い、当該廃タイヤのみの処分を業として行う場合に限る。)
 - イ 当該業を行う区域に係る廃タイヤ(自動車用タイヤが産業廃棄物となつたものに限る。)の処分について、法第14条第6項の許可を受けていること。
 - ロ 当該廃タイヤの処分を行う施設の1日当たりの処理能力が5トン以上であり、かつ、当該施設について、法第8条第1項又は第15条第1項の許可を受けていること。
 - ハ 法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。
 - ニ 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から5年を経過しない者に該当しないこと。
- 七 廃牛脊柱を適正に処分する者であつて、次のいずれにも該当するもの(一般廃棄物処理基準に従い、当該廃牛脊柱のみの処分を業として行う場合に限る。)
 - イ 当該業を行う区域に係る廃牛脊柱の処分について、法第14条第6項の許可を受けていること。
 - ロ 法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。
 - ハ 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から5年を経過しない者に該当しないこと。
- 八 環境大臣の委託を受けて災害廃棄物処理特措法第2条に規定する災害廃棄物である一般廃棄物の処分を業として行う者(災害廃棄物処理特措法第4条第1項の規定により災害廃棄物の処分を行う場合に限る。)
- 九 環境大臣から災害廃棄物処理特措法第2条に規定する災害廃棄物である一般廃棄物の処分の委託を受けた者の委託を受けて当該一般廃棄物の処分を業として行う者であつて、第2条第13号イからニまでのいずれにも該当する者(災害廃棄物処理特措法第4条第1項の規定により災害廃棄物の処分を行う場合に限る。)
- 十 災害その他やむを得ない事由により緊急に生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のための措置を講ずるために環境大臣又は市町村長が特に必要があると認める場合において、当該事由を勘案して環境大臣又は市町村長が定める期間に一般廃棄物を適正に処分又は再生する能力がある者として環境大臣又は市町村長が指定する者(一般廃棄物処理基準又は法第六条の二第三項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準に従い、環境大臣又は市町村長が指定した一般廃棄物の処分又は再生を業として行う場合に限る。)

(一般廃棄物処分業の許可の基準)

第2条の4 法第7条第10項第3号(法第7条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 処分(埋立処分を除く。以下この号において同じ。)を業として行う場合
 - イ 施設に係る基準
 - (1) 浄化槽(浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽(中略)をいう。以下同じ。)に係る汚泥又はし尿の処分を業として行う場合には、当該汚泥又はし尿の処分に適するし尿処理施設(浄化槽を除く。第13条第5号を除き以下同じ。)、焼却施設その他の処理施設を有すること。

- (2) その他の一般廃棄物の処分を業として行う場合には、その処分を業として行おうとする一般廃棄物の種類に応じ、当該一般廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。
- (3) 保管施設を有する場合には、搬入された一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

ロ 申請者の能力に係る基準

- (1) 一般廃棄物の処分を的確に行うに足る知識及び技能を有すること。
- (2) 一般廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。

二 埋立処分を業として行う場合

イ 施設に係る基準

- (1) 埋立処分を業として行う場合には、一般廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。
- (2) 削除

ロ 申請者の能力に係る基準

- (1) 一般廃棄物の埋立処分を的確に行うに足る知識及び技能を有すること。
- (2) 一般廃棄物の埋立処分を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。

(一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の帳簿記載事項等)

第2条の5 法第7条第15項の規定による一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の帳簿の記載事項は、一般廃棄物の種類ごとに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

収集又は運搬	1 収集又は運搬年月日 2 収集区域又は受入先 3 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量
処分	1 受入れ又は処分年月日 2 受け入れた場合には、受入先ごとの受入量 3 処分した場合には、処分方法ごとの処分量 4 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量
備考	収集若しくは運搬又は処分に係る一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、上欄の区分に応じそれぞれ下欄に掲げる事項について、石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物に係るものを明らかにすること

- 2 前項の帳簿は、事業場ごとに備え、毎月末までに、前月中における前項に規定する事項について、記載を終了していなければならない。
- 3 法第7条第16項の規定による一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の帳簿の保存は、次によるものとする。
 - 一 帳簿は、1年ごとに閉鎖すること。
 - 二 帳簿は、閉鎖後5年間事業場ごとに保存すること。

(一般廃棄物処理業に係る変更の届出等)

第2条の6 法第7条の2第3項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 氏名又は名称

二 次に掲げる者

イ 法第7条第5項第4号りに規定する法定代理人

ロ 役員及び政令で定める使用人

ハ 法第7条第5項第4号ルに規定する政令で定める使用人

三 事務所及び事業場の所在地（住所を除く。）

四 事業の用に供する主要な施設並びにその設置場所及び主要な設備の構造又は規模

- 2 法第7条の2第3項の規定による廃止又は変更の届出は、当該廃止又は変更の日から10日以内に行うものとする。

(法第7条の2第4項の規定による欠格要件に係る届出)

第2条の7 法第7条の2第4項の規定による届出は、法第7条第5項第4号ロからトまで又はリからルまで(同号リからルまでに掲げる者にあつては、同号イ又はチに係るものを除く。)のいずれかに該当するに至つた日から2週間以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を市町村長に提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 法第7条第1項又は第6項の許可の年月日及び許可番号
- 三 法第7条第5項第4号ロからトまで又はリからルまで(同号リからルまでに掲げる者にあつては、同号イ又はチに係るものを除く。)のうち該当するに至つたもの(以下この条において「当該欠格要件」という。)及び該当するに至つた具体的事由
- 四 当該欠格要件に該当するに至つた年月日

(法第7条の2第5項の規定による欠格要件に係る届出)

第2条の8 法第7条の2第5項の環境省令で定める者は、精神の機能の障害を有する状態となり廃棄物の処理の業務の継続が著しく困難となつた者とする。

- 2 法第7条の2第5項の規定による届出は、同項の者が前項に規定する者に該当するに至つた後、遅滞なく、前条第1号及び第2号に掲げる事項を記載した届出書を市町村長に提出して行うものとする。

(産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の対象となる一般廃棄物)

第12条の7の16 法第15条の2の5第1項の環境省令で定める一般廃棄物は、次の各号に掲げる産業廃棄物処理施設の種類に応じ、当該各号に定める一般廃棄物(当該産業廃棄物処理施設に係る法第15条第1項の許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限る。)とする。

- 一 廃プラスチック類の破碎施設 廃プラスチック類(特定家庭用機器、小型電子機器等その他金属、ガラス又は陶磁器がプラスチックと一体となつたものが一般廃棄物となつたものを含むものとする。次号において同じ。)
- 二 廃プラスチック類の焼却施設 廃プラスチック類
- 三 令第2条第2号に掲げる廃棄物の破碎施設 木くず
- 四 令第2条第9号に掲げる廃棄物の破碎施設 コンクリートの破片その他これに類する不要物(中略)
- 五 令第2条第1号から第4号の2まで及び第11号に掲げる廃棄物の焼却施設 紙くず、木くず、繊維くず、動物若しくは植物に係る固形状の不要物又は動物の死体(中略)
- 六 令第7条第14号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場 燃え殻、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動物若しくは植物に係る固形状の不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、コンクリートの破片その他これに類する不要物、動物のふん尿、動物の死体若しくはばいじん又はこれらの一般廃棄物を処分するために処理したものであつてこれらの一般廃棄物に該当しないもの(特別管理一般廃棄物であるものを除く。)、基準適合水銀処理物

- 2 非常災害のために必要な応急措置として非常災害により生じた廃棄物を処理するときは、法第十五条の二の五第一項の環境省令で定める一般廃棄物は、前項の規定にかかわらず、令第七条各号に掲げる産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物とする。
- 3 第一項第一号から第五号までに定める一般廃棄物は、他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。ただし、非常災害のために必要な応急措置として第二条の三第一号の規定による市町村の委託を受けて処分する一般廃棄物であつて、処分されるまでの間において、他の一般廃棄物と分別されたものについては、この限りでない。

循環型社会形成推進基本法（抜すい）

（目的）

第1条 この法律は、環境基本法（平成5年法律第91号）の基本理念にのっとり、循環型社会の形成について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「循環型社会」とは、製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分（廃棄物（ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のものをいう。以下同じ。））としての処分をいう。以下同じ。）が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。

2 この法律において「廃棄物等」とは、次に掲げる物をいう。

一 廃棄物

二 一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品（現に使用されているものを除く。）又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事、農畜産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品（前号に掲げる物を除く。）

3 この法律において「循環資源」とは、廃棄物等のうち有用なものをいう。

4 この法律において「循環的な利用」とは、再使用、再生利用及び熱回収をいう。

5 この法律において「再使用」とは、次に掲げる行為をいう。

一 循環資源を製品としてそのまま使用すること（修理を行つてこれを使用することを含む。）。

二 循環資源の全部又は一部を部品その他製品の一部として使用すること。

6 この法律において「再生利用」とは、循環資源の全部又は一部を原材料として利用することをいう。

7 この法律において「熱回収」とは、循環資源の全部又は一部であつて、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用することをいう。

8 この法律において「環境への負荷」とは、環境基本法第2条第1項に規定する環境への負荷をいう。

（循環型社会の形成）

第3条 循環型社会の形成は、これに関する行動がその技術的及び経済的な可能性を踏まえつつ自主的かつ積極的に行われるようになることによって、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の実現が推進されることを旨として、行われなければならない。

（適切な役割分担等）

第4条 循環型社会の形成は、このために必要な措置が国、地方公共団体、事業者及び国民の適切な役割分担の下に講じられ、かつ、当該措置に要する費用がこれらの者により適正かつ公平に負担されることにより、行われなければならない。（原材料、製品等が廃棄物等となるこ

との抑制)

第5条 原材料、製品等については、これが循環資源となった場合におけるその循環的な利用又は処分に伴う環境への負荷ができる限り低減される必要があることにかんがみ、原材料にあつては効率的に利用されること、製品にあつてはなるべく長期間使用されること等により、廃棄物等となることができるだけ抑制されなければならない。

(循環資源の循環的な利用及び処分)

第6条 循環資源については、その処分の量を減らすことにより環境への負荷を低減する必要があることにかんがみ、できる限り循環的な利用が行われなければならない。

2 循環資源の循環的な利用及び処分に当たっては、環境の保全上の支障が生じないように適正に行われなければならない。

(循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則)

第7条 循環資源の循環的な利用及び処分に当たっては、技術的及び経済的に可能な範囲で、かつ、次に定めるところによることが環境への負荷の低減にとって必要であることが最大限に考慮されることによって、これらが行われなければならない。この場合において、次に定めるところによらないことが環境への負荷の低減にとって有効であると認められるときはこれによらないことが考慮されなければならない。

一 循環資源の全部又は一部のうち、再使用をすることができるものについては、再使用がされなければならない。

二 循環資源の全部又は一部のうち、前号の規定による再使用がされないものであつて再生利用をすることができるものについては、再生利用がされなければならない。

三 循環資源の全部又は一部のうち、第1号の規定による再使用及び前号の規定による再生利用がされないものであつて熱回収をすることができるものについては、熱回収がされなければならない。

四 循環資源の全部又は一部のうち、前3号の規定による循環的な利用が行われないものについては、処分されなければならない。

(事業者の責務)

第11条 事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに際しては、原材料等がその事業活動において廃棄物等となることを抑制するために必要な措置を講ずるとともに、原材料等がその事業活動において循環資源となった場合には、これについて自ら適正に循環的な利用を行い、若しくはこれについて適正に循環的な利用が行われるために必要な措置を講じ、又は循環的な利用が行われない循環資源について自らの責任において適正に処分する責務を有する。

2 製品、容器等の製造、販売等を行う事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに際しては、当該製品、容器等の耐久性の向上及び修理の実施体制の充実その他の当該製品、容器等が廃棄物等となることを抑制するために必要な措置を講ずるとともに、当該製品、容器等の設計の工夫及び材質又は成分の表示その他の当該製品、容器等が循環資源となったものについて適正に循環的な利用が行われることを促進し、及びその適正な処分が困難とならないようにするために必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前項に定めるもののほか、製品、容器等であつて、これが循環資源となった場合におけるその循環的な利用を適正かつ円滑に行うためには国、地方公共団体、事業者及び国民がそれぞれ適切に役割を分担することが必要であるとともに、当該製品、容器等に係る設計及び原材料の選択、当該製品、容器等が循環資源となったものの収集等の観点からその事業者の果たすべき役割が循環型社会の形成を推進する上で重要であると認められるものについては、当該製品、容器等の製造、販売等を行う事業者は、基本原則にのっとり、当該分担すべき役割として、自ら、当該製品、容器等が循環資源となったものを引き取り、若しくは引き渡し、又はこれについて適正に循環的な利用を行う責務を有する。

- 4 循環資源であつて、その循環的な利用を行うことが技術的及び経済的に可能であり、かつ、その循環的な利用が促進されることが循環型社会の形成を推進する上で重要であると認められるものについては、当該循環資源の循環的な利用を行うことができる事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに際しては、これについて適正に循環的な利用を行う責務を有する。
- 5 前各項に定めるもののほか、事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動に際しては、再生品を使用すること等により循環型社会の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力する責務を有する。

(国民の責務)

- 第12条 国民は、基本原則にのっとり、製品をなるべく長期間使用すること、再生品を使用すること、循環資源が分別して回収されることに協力すること等により、製品等が廃棄物等となることを抑制し、製品等が循環資源となったものについて適正に循環的な利用が行われることを促進するよう努めるとともに、その適正な処分に関し国及び地方公共団体の施策に協力する責務を有する。
- 2 前項に定めるもののほか、前条第3項に規定する製品、容器等については、国民は、基本原則にのっとり、当該製品、容器等が循環資源となったものを同項に規定する事業者適切に引き渡すこと等により当該事業者が行う措置に協力する責務を有する。
 - 3 前2項に定めるもののほか、国民は、基本原則にのっとり、循環型社会の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力する責務を有する。

特定家庭用機器再商品化法（抜すい）

（目的）

第1条 この法律は、特定家庭用機器の小売業者及び製造業者等による特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関し、これを適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において機械器具が廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）となったものについて「再商品化」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 機械器具が廃棄物となったものから部品及び材料を分離し、自らこれを製品の部品又は原材料として利用する行為
- 二 機械器具が廃棄物となったものから部品及び材料を分離し、これを製品の部品又は原材料として利用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にする行為

2 この法律において機械器具が廃棄物となったものについて「熱回収」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 機械器具が廃棄物となったものから分離した部品及び材料のうち再商品化されたもの以外のものであって、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに自ら利用する行為
- 二 機械器具が廃棄物となったものから分離した部品及び材料のうち再商品化されたもの以外のものであって、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にする行為

3 この法律において機械器具が廃棄物となったものについて「再商品化等」とは、再商品化及び熱回収をいう。

4 この法律において「特定家庭用機器」とは、一般消費者が通常生活の用に供する電気機械器具その他の機械器具であって、次の各号のいずれにも該当するものとして、政令で定めるものをいう。

- 一 市町村等の廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし当該機械器具が廃棄物となった場合におけるその再商品化等が困難であると認められるもの
- 二 当該機械器具が廃棄物となった場合におけるその再商品化等が資源の有効な利用を図る上で特に必要なもののうち、当該再商品化等に係る経済性の面における制約が著しくないと認められるもの
- 三 当該機械器具の設計又はその部品若しくは原材料の選択が、当該機械器具が廃棄物となった場合におけるその再商品化等の実施に重要な影響を及ぼすと認められるもの
- 四 当該機械器具の小売販売（事業者への販売を含み、販売を業として行う者への販売を除く。以下同じ。）を業として行う者がその小売販売した当該機械器具の相当数を配達していることにより、当該機械器具が廃棄物となったものについて当該機械器具の小売販売を業として行う者による円滑な収集を確保できると認められるもの

5 この法律において「特定家庭用機器廃棄物」とは、特定家庭用機器が廃棄物となったものをいう。

6 この法律において特定家庭用機器について「製造等」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 特定家庭用機器を製造する行為（他の者（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条に規定する非居住者を除く。以下この項において同じ。）の委託（主務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）を受けて行うものを除く。）
- 二 特定家庭用機器を輸入する行為（他の者の委託を受けて行うものを除く。）
- 三 前2号に掲げる行為を他の者に対し委託をする行為

(事業者及び消費者の責務)

第6条 事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあつては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。

(引渡義務)

第10条 小売業者は、特定家庭用機器廃棄物を引き取ったときは、自ら当該特定家庭用機器廃棄物を特定家庭用機器として再度使用する場合その他の主務省令で定める場合を除き、第17条の規定により当該特定家庭用機器廃棄物を引き取るべき製造業者等（当該製造業者等が存しないとき、又は当該製造業者等を確知することができないときは、第32条第1項に規定する指定法人）に当該特定家庭用機器廃棄物を引き渡さなければならない。

(引取義務)

第17条 製造業者等は、自らが製造等をした特定家庭用機器（その者が、他の製造業者等について相続、合併若しくは分割（その製造等の事業を承継させるものに限る。）があつた場合における相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割によりその製造等の事業を承継した法人又は他の製造業者等からその製造等の事業を譲り受けた者であるときは、被相続人、合併により消滅した法人若しくは分割をした法人又はその製造等の事業を譲り渡した製造業者等が製造等をしたものを含む。第29条第1項において同じ。）に係る特定家庭用機器廃棄物の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、特定家庭用機器廃棄物を引き取る場所としてあらかじめ当該製造業者等が指定した場所（以下「指定引取場所」という。）において、その引取りを求めた者から当該特定家庭用機器廃棄物を引き取らなければならない。

(再商品化等の認定)

第23条 製造業者等は、特定家庭用機器廃棄物の再商品化等をしようとするとき（他の者に委託して再商品化等をしようとするときを含む。）は、主務省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、第33条第1号に規定する特定製造業者等が、第32条第1項に規定する指定法人に委託して再商品化等をしようとするときは、この限りでない。

一 当該再商品化等に必要な行為を実施する者が主務省令で定める基準に適合すること。

二 前号に規定する者が主務省令で定める基準に適合する施設を有すること。

2 前項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該認定に係る再商品化等に必要な行為を実施する者及び当該再商品化等に必要な行為の用に供する施設

(以下略)

(業務)

第33条 指定法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 製造業者等であつてその製造等に係る特定家庭用機器の量が主務省令で定める要件に該当するもの（以下「特定製造業者等」という。）の委託を受けて、当該特定製造業者等が再商品化等をすべき特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為を実施すること。

二 第17条の規定により引き取るべき製造業者等が存せず、又は当該製造業者等を確知することができない特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為を実施すること。

三 市町村の長の申出を受けて、主務大臣が製造業者等への特定家庭用機器廃棄物の引渡しに支障

が生じている地域として主務省令で定める条件に該当する旨を公示した地域をその区域とする市町村又は当該地域の住民からの求めに応じ、当該地域に係る市町村の収集した特定家庭用機器廃棄物又は当該住民が排出する特定家庭用機器廃棄物をその再商品化等をすべき者に引き渡すこと。

(以下略)

(特定家庭用機器廃棄物に係る管理票)

第 43 条 小売業者は、排出者から特定家庭用機器廃棄物を引き取るときは、第 10 条の主務省令で定める場合を除き、特定家庭用機器廃棄物管理票（以下単に「管理票」という。）に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該排出者に当該管理票の写しを交付しなければならない。

2 前項の規定により排出者から特定家庭用機器廃棄物を引き取った小売業者は、第 17 条の規定により当該特定家庭用機器廃棄物を引き取るべき製造業者等（当該製造業者等が存しないとき、又は当該製造業者等を確知することができないときは、指定法人）（以下この条において「再商品化等実施者」という。）に当該特定家庭用機器廃棄物を引き渡すときは、主務省令で定めるところにより、当該再商品化等実施者に同項の規定により記載した管理票を交付しなければならない。

3 再商品化等実施者は、前項の規定により小売業者から特定家庭用機器廃棄物を引き取るときは、同項の規定により交付された管理票に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該小売業者に当該管理票を回付しなければならない。この場合において、当該再商品化等実施者は、当該管理票の写しを当該回付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

4 小売業者は、前項の規定による管理票の回付を受けたときは、当該管理票を当該回付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

5 小売業者は、第 1 項の規定により管理票の写しを交付した排出者から、その者から引き取った特定家庭用機器廃棄物に係る前項の規定により保存する管理票を閲覧したい旨の申出があったときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(管理票の交付等の委託)

第 45 条 小売業者又は前条第 1 項に規定する指定法人は、特定家庭用機器廃棄物の収集又は運搬を他の者に委託して行うときは、当該特定家庭用機器廃棄物の収集又は運搬を受託した者（以下「収集運搬受託者」という。）に対し、第 43 条第 1 項から第 3 項まで又は前条第 1 項から第 3 項までに規定する管理票に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定により管理票に関する事務の委託を受けた収集運搬受託者は、主務省令で定めるところにより、その事務を行わなければならない。

(指定法人等に係る廃棄物処理法の特例等)

第 49 条 小売業者又は指定法人若しくは指定法人の委託を受けて特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬を業として行う者は、廃棄物処理法第 7 条第 1 項又は第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、特定家庭用機器廃棄物の収集又は運搬（第 9 条の規定による引取り若しくは第 10 条の規定による引渡し又は第 33 条第 3 号に掲げる業務に係るものに限る。）を業として行うことができる。

2 第 23 条第 1 項の認定を受けた製造業者等、指定法人又はこれらの者の委託を受けて特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為（一般廃棄物（廃棄物処理法第 2 条第 2 項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。）又は産業廃棄物（同条第 4 項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。）の運搬又は処分（再生することを含む。以下同じ。）に該当するものに限る。）を業として実施する者（当該認定を受けた製造業者等から委託を受ける者にあつては、第 23 条第 2 項第 2 号に規定する者である者に限る。）は、廃棄物処理法第 7 条第 1 項若しくは第 6 項又は第 14 条第 1 項若しくは第

6 項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該行為を業として実施することができる。

- 3 指定法人は、第 1 項に規定する特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬又は前項に規定する行為を他人に委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。
- 4 第 1 項に規定する者は、廃棄物処理法第 7 条第 13 項及び第 7 条の 5 又は第 14 条第 12 項及び第 15 項並びに第 14 条の 3 の 3 の規定の適用については、一般廃棄物収集運搬業者（廃棄物処理法第 7 条第 12 項に規定する一般廃棄物収集運搬業者をいう。以下同じ。）又は産業廃棄物収集運搬業者（廃棄物処理法第 14 条第 12 項に規定する産業廃棄物収集運搬業者をいう。以下同じ。）とみなす。
- 5 第 2 項に規定する者は、廃棄物処理法第 7 条第 13 項及び第 7 条の 5 又は第 14 条第 12 項及び第 15 項並びに第 14 条の 3 の 3 の規定の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者（廃棄物処理法第 7 条第 12 項に規定する一般廃棄物処分業者をいう。以下同じ。）又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者（廃棄物処理法第 14 条第 12 項に規定する産業廃棄物処分業者をいう。以下同じ。）とみなす。
- 6 前 2 項に規定する者は、廃棄物処理法第 19 条の 3 の規定の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。

（一般廃棄物処理業者等に係る廃棄物処理法の特例）

第 50 条 産業廃棄物収集運搬業者（小売業者の委託を受けて特定家庭用機器廃棄物（産業廃棄物であるものに限る。以下「特定家庭用機器産業廃棄物」という。）の収集又は運搬を業として行う者に限る。）は、廃棄物処理法第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、環境省令で定めるところにより、特定家庭用機器廃棄物（一般廃棄物であるものに限る。以下「特定家庭用機器一般廃棄物」という。）の収集又は運搬の業を行うことができる。この場合において、その者は、廃棄物処理法第 6 条の 2 第 2 項に規定する一般廃棄物処理基準に従い、特定家庭用機器一般廃棄物の収集又は運搬を行わなければならない。

- 2 廃棄物処理法第 7 条第 1 項の許可を受けた者が行う収集及び運搬並びに同条第 6 項の許可を受けた者が行う処分であって特定家庭用機器一般廃棄物に係るものについては、同条第 12 項の規定は、適用しない。

（中略）

- 4 一般廃棄物収集運搬業者（小売業者の委託を受けて特定家庭用機器一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者に限る。）は、廃棄物処理法第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、環境省令で定めるところにより、特定家庭用機器産業廃棄物の収集又は運搬の業を行うことができる。この場合において、その者は、廃棄物処理法第 12 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理基準に従い、特定家庭用機器産業廃棄物の収集又は運搬を行わなければならない。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、食品循環資源の再生利用及び熱回収並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量に関し基本的な事項を定めるとともに、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「食品」とは、飲食物品のうち医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品以外のものをいう。

2 この法律において「食品廃棄物等」とは、次に掲げる物品をいう。

- 一 食品が食用に供された後に、又は食用に供されずに廃棄されたもの
- 二 食品の製造、加工又は調理の過程において副次的に得られた物品のうち食用に供することができないもの

3 この法律において「食品循環資源」とは、食品廃棄物等のうち有用なものをいう。

4 この法律において「食品関連事業者」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 食品の製造、加工、卸売又は小売を業として行う者
- 二 飲食店業その他食事の提供を伴う事業として政令で定めるものを行う者

5 この法律において「再生利用」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 自ら又は他人に委託して食品循環資源を肥料、飼料その他政令で定める製品の原材料として利用すること。
- 二 食品循環資源を肥料、飼料その他前号の政令で定める製品の原材料として利用するために譲渡すること。

6 この法律において「熱回収」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 自ら又は他人に委託して食品循環資源を熱を得ることに利用すること（食品循環資源の有効な利用の確保に資するものとして主務省令で定める基準に適合するものに限る。）。
- 二 食品循環資源を熱を得ることに利用するために譲渡すること（食品循環資源の有効な利用の確保に資するものとして主務省令で定める基準に適合するものに限る。）。

7 この法律において「減量」とは、脱水、乾燥その他の主務省令で定める方法により食品廃棄物等の量を減少させることをいう。

（事業者及び消費者の責務）

第4条 事業者及び消費者は、食品の購入又は調理の方法の改善により食品廃棄物等の発生の抑制に努めるとともに、食品循環資源の再生利用により得られた製品の利用により食品循環資源の再生利用を促進するよう努めなければならない。

（登録）

第11条 食品循環資源を原材料とする肥料、飼料その他第2条第5項第1号の政令で定める製品（以下「特定肥飼料等」という。）の製造を業として行う者は、その事業場について、主務大臣の登録を受けることができる。

2 前項の登録の申請をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 再生利用事業（特定肥飼料等の製造の事業をいう。以下同じ。）の内容
- 三 再生利用事業を行う事業場の名称及び所在地

四 特定肥飼料等の製造の用に供する施設の種類及び規模

五 特定肥飼料等を保管する施設及びこれを販売する事業場の所在地

六 その他主務省令で定める事項

- 3 主務大臣は、第1項の登録の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、その登録をしなければならない。
- 一 再生利用事業の内容が、生活環境の保全上支障のないものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。
 - 二 前項第4号に掲げる事項が、再生利用事業を効率的に実施するに足りるものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。
 - 三 当該申請をした者が、再生利用事業を適確かつ円滑に実施するのに十分な経理的基礎を有するものであること。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、第1項の登録を受けることができない。
- 一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - 二 第17条第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
 - 三 法人であって、その業務を行う役員のうちに前2号のいずれかに該当する者があるもの
- 5 第1項の登録を受けた者（以下「登録再生利用事業者」という。）は、第2項各号に掲げる事項を変更したとき、又は第1項の登録に係る再生利用事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
- 6 主務大臣は、第1項の登録をしたとき、又は前項の届出を受理したとき（第17条第1項の規定により第1項の登録を取り消す場合を除く。）は、遅滞なく、その旨を第2項第3号の事業場の所在地を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。

（登録の更新）

- 第12条 前条第1項の登録は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 2 前条第2項から第6項までの規定は、前項の更新について準用する。

（名称の使用制限）

- 第13条 登録再生利用事業者でない者は、登録再生利用事業者という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

（標識の掲示）

- 第14条 登録再生利用事業者は、当該登録に係る再生利用事業を行う事業場ごとに、公衆の見やすい場所に、主務省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

（料金）

- 第15条 登録再生利用事業者は、再生利用事業の実施前に、当該再生利用事業に係る料金を定め、主務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 主務大臣は、前項の料金が食品循環資源の再生利用の促進上不相当であり、特に必要があるとき、登録再生利用事業者に対し、その変更を指示することができる。
- 3 登録再生利用事業者は、主務省令で定めるところにより、第1項の料金を公示しなければならない。

（再生利用事業計画の認定）

- 第19条 食品関連事業者又は食品関連事業者を構成員とする事業協同組合その他の政令で定める法人は、特定肥飼料等の製造を業として行う者及び農林漁業者等（農林漁業者その他の者で特定肥飼料等を利用するものをいう。以下同じ。）又は農林漁業者等を構成員とする農

業協同組合その他の政令で定める法人と共同して、再生利用事業の実施、当該再生利用事業により得られた特定肥飼料等の利用及び当該特定肥飼料等の利用により生産された農畜水産物、当該農畜水産物を原料又は材料として製造され、又は加工された食品その他の主務省令で定めるもの（以下「特定農畜水産物等」という。）の利用に関する計画（以下「再生利用事業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、当該再生利用事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

- 2 再生利用事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 再生利用事業計画を作成する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 再生利用事業の内容及び実施期間
 - 三 再生利用事業により得られた特定肥飼料等の農林漁業者等による利用に関する事項
 - 四 特定農畜水産物等の食品関連事業者による利用に関する事項
 - 五 再生利用事業を行う事業場の名称及び所在地
 - 六 特定肥飼料等の製造の用に供する施設の種類及び規模
 - 七 特定肥飼料等を保管する施設及びこれを販売する事業場の所在地
 - 八 再生利用事業に利用する食品循環資源の収集又は運搬を行う者及び当該収集又は運搬の用に供する施設
 - 九 その他主務省令で定める事項
- 3 主務大臣は、第1項の認定の申請があった場合において、その再生利用事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 基本方針に照らして適切なものであり、かつ、第7条第1項に規定する判断の基準となるべき事項に適合するものであること。
 - 二 特定肥飼料等の製造を業として行う者が、再生利用事業を確実に実施することができることと認められること。
 - 三 再生利用事業により得られた特定肥飼料等の製造量に見合う利用を確保する見込みが確実であること。
 - 四 特定農畜水産物等の生産量のうち、食品関連事業者が利用すべき量として特定肥飼料等の利用の状況その他の事情を勘案して主務省令で定めるところにより算定される量に見合う利用を確保する見込みが確実であること。
 - 五 前項第8号に規定する者が、主務省令で定める基準に適合すること。
 - 六 前項第8号に規定する施設が、主務省令で定める基準に適合すること。
- 4 主務大臣は、第1項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を第2項第5号の事業場の所在地を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。

（廃棄物処理法の特例）

- 第21条 一般廃棄物収集運搬業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第7条第12項に規定する一般廃棄物収集運搬業者をいう。以下同じ。）は、同条第1項の規定にかかわらず、食品関連事業者の委託を受けて、同項の運搬の許可を受けた市町村（都の特別区の存する区域にあっては、特別区）の区域から第11条第1項の登録に係る同条第2項第3号の事業場への食品循環資源の運搬（一般廃棄物（廃棄物処理法第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。以下この条において同じ。）の運搬に該当するものに限る。第4項において同じ。）を業として行うことができる。
- 2 認定事業者である食品関連事業者（認定事業者が第19条第1項の事業協同組合その他の政令で定める法人である場合にあっては、当該法人及びその構成員である食品関連事業者）の委託を受けて食品循環資源の収集又は運搬（一般廃棄物の収集又は運搬に該当するものに限る。以下この項において同じ。）を業として行う者（同条第2項第8号に規定する者である者に限る。）は、廃棄物処理法第7条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による許可を受けずに、認定計画に従って行う再生利用事業に利用する食品循環資源の収集又は運搬を

業として行うことができる。

- 3 前項に規定する者は、廃棄物処理法第 7 条第13項、第15項及び第16項、第 7 条の 5 並びに第19条の 3 の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、一般廃棄物収集運搬業者とみなす。
- 4 第 1 項の規定により一般廃棄物収集運搬業者が行う食品循環資源の運搬又は廃棄物処理法第 7 条第 6 項の許可を受けた登録再生利用事業者が食品関連事業者の委託を受けて行う再生利用事業（一般廃棄物に該当する食品循環資源を原材料とするものに限る。以下この項において同じ。）若しくは同条第 6 項の許可を受けた認定事業者が認定計画に従って行う再生利用事業については、同条第 12 項の規定は、適用しない。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令（抜すい）

（食事の提供を伴う事業）

第1条 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下「法」という。）第2条第4項第2号の政令で定める事業は、次のとおりとする。

- 一 沿海旅客海運業
- 二 内陸水運業
- 三 結婚式場業
- 四 旅館業

（再生利用に係る製品）

第2条 法第2条第5項第1号の政令で定める製品は、次のとおりとする。

- 一 きのご類の栽培のために使用される固形状の培地
- 二 炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤
- 三 油脂及び油脂製品
- 四 エタノール
- 五 メタン

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 第二条第七項の方法を定める省令（抜すい）

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第2条第7項の主務省令で定める方法は、脱水、乾燥、発酵及び炭化とする。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく 再生利用事業を行う者の登録に関する省令（抜すい）

（登録の基準）

第3条 法第11条第3項第1号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 再生利用事業を行う者の特定肥飼料等の製造及び販売の実績からみて、当該再生利用事業の実施に関し生活環境の保全上支障を及ぼすおそれがないと認められること。
 - 二 受け入れる食品循環資源の大部分を特定肥飼料等製造施設に投入すること。
 - 三 受け入れる食品循環資源が一般廃棄物に該当する場合には、再生利用事業を行う者が廃棄物処理法第7条第6項の許可（当該許可に係る廃棄物処理法第7条の2第1項の許可を受けなければならない場合にあっては、同項の許可）を受け、又は廃棄物処理法施行規則第2条の3第1号若しくは第2号の規定に該当して、当該食品循環資源の処分を行うことができる者であること。
 - 四 受け入れる食品循環資源が産業廃棄物に該当する場合には、再生利用事業を行う者が廃棄物処理法第14条第6項の許可（当該許可に係る廃棄物処理法第14条の2第1項の許可を受けなければならない場合にあっては、同項の許可）を受け、又は廃棄物処理法施行規則第10条の3第2号の規定に該当して、当該食品循環資源の処分を行うことができる者であること。
 - 五 再生利用事業により得られる特定肥飼料等の品質、需要の見込み等に照らして、当該特定肥飼料等が利用されずに廃棄されるおそれが少ないと認められること。
 - 六 受け入れる食品循環資源及び再生利用事業により得られる特定肥飼料等の性状の分析及び管理を適切に行うこと。
 - 七 特定肥飼料等製造施設については、次によること。
 - イ 運転を安定的に行うことができ、かつ、適正な維持管理を行うことができるものであること。
 - ロ 特定肥飼料等製造施設が廃棄物処理法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設である場合には当該特定肥飼料等製造施設について同項の許可（当該許可に係る廃棄物処理法第9条第1項の許可を受けなければならない場合にあっては、同項の許可）を、特定肥飼料等製造施設が廃棄物処理法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設である場合には当該特定肥飼料等製造施設について同項の許可（当該許可に係る廃棄物処理法第15条の2の6第1項の許可を受けなければならない場合にあっては、同項の許可）を受けていること。
 - 八 肥料の品質の確保等に関する法律第2条第2項に規定する普通肥料を生産する場合には同法第4条第1項の登録若しくは同法第5条の仮登録を受けていること又は同法第16条の2第1項の届出（当該届出に係る同条第3項の届出をしなければならない場合にあっては、同項の届出を含む。）をしていること、当該普通肥料を販売する場合には同法第23条第1項の届出（当該届出に係る同条第2項の届出をしなければならない場合にあっては、同項の届出を含む。）をしていること。
- 2 法第11条第3項第2号の主務省令で定める基準は、特定肥飼料等製造施設の一日当たりの食品循環資源の処理能力が5トン以上であることとする。

（登録証明書の交付）

第4条 主務大臣は、法第11条第1項の登録をしたとき、又は法第12条第1項の登録の更新をしたときは、登録再生利用事業者に対し、次に掲げる事項を記載した登録証明書を交付するものとする。

- 一 登録番号及び登録年月日
- 二 登録の有効期限
- 三 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

四 再生利用事業の内容

五 再生利用事業を行う事業場の名称及び所在地

(登録の更新)

第7条 法第12条第1項の登録の更新を受けようとする登録再生利用事業者は、その者が現に受けている登録の有効期間の満了の日の二月前までに、同条第2項において準用する法第11条第2項に規定する申請書に第1条各号に掲げる書類及び図面を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の登録の更新の申請があった場合において、その登録の有効期間の満了の日までにその申請について処分がされないときは、従前の登録は、その有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(料金の公示方法)

第9条 法第15条第3項の規定による再生利用事業に係る料金の公示は、法第11条第1項の登録に係る再生利用事業を行う事業場ごとに、公衆の見やすい場所に掲示することにより行わなければならない。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（抜すい）

（目的）

第1条 この法律は、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「容器包装」とは、商品の容器及び包装（商品の容器及び包装自体が有償である場合を含む。）であつて、当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるものをいう。

2 この法律において「特定容器」とは、容器包装のうち、商品の容器（商品の容器自体が有償である場合を含む。）であるものとして主務省令で定めるものをいう。

3 この法律において「特定包装」とは、容器包装のうち、特定容器以外のものをいう。

4 この法律において「容器包装廃棄物」とは、容器包装が一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。）となったものをいう。

（以下略）

（再商品化の認定）

第15条 特定事業者は、第11条から第13条までに規定する再商品化義務量の全部又は一部について再商品化をしようとするとき（指定法人以外の者に委託して再商品化をしようとするときを含む。）は、主務省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、主務大臣の認定を受けなければならない。

- 一 当該再商品化に必要な行為を実施する者が主務省令で定める基準に適合すること。
- 二 前号に規定する者が主務省令で定める基準に適合する施設を有すること。
- 三 当該再商品化に係る次項第5号に掲げる量が、主務省令で定める特定分別基準適合物の地域に関する基準に適合していること。

（以下略）

（廃棄物処理法の特例等）

第37条 指定法人、認定特定事業者又はこれらの者の委託を受けて分別基準適合物の再商品化に必要な行為（一般廃棄物の運搬又は再生に該当するものに限る。）を業として実施する者（当該認定特定事業者から委託を受ける者にあつては、第15条第2項第6号に規定する者である者に限る。）は、廃棄物処理法第7条第1項又は同条第6項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該行為を業として実施することができる。

2 指定法人は、前項に規定する行為を他人に委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

使用済自動車の再資源化等に関する法律（抜すい）

（目的）

第1条 この法律は、自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「自動車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（次に掲げるものを除く。）をいう。

- 一 被けん引車（道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。以下この項において同じ。）
- 二 道路運送車両法第3条に規定する小型自動車及び軽自動車（被けん引車を除く。）であって、二輪のもの（側車付きのものを含む。）
- 三 道路運送車両法第3条に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車（被けん引車を除く。）
- 四 前3号に掲げるもののほか政令で定める自動車

2 この法律において「使用済自動車」とは、自動車のうち、その使用（倉庫としての使用その他運行以外の用途への使用を含む。以下同じ。）を終了したもの（保冷貨物自動車の冷蔵用の装置その他の自動車の使用を終了したときに取り外して再度使用する装置であって政令で定めるものを有する自動車にあっては、その使用を終了し、かつ、当該装置を取り外したもの）をいう。

3 この法律において「解体自動車」とは、使用済自動車を解体することによってその部品、材料その他の有用なものを分離し、これらを回収した後に残存する物をいう。

4 この法律において「特定再資源化物品」とは、自動車破碎残さ及び指定回収物品をいい、「特定再資源化等物品」とは、特定再資源化物品及びフロン類をいう。

5 この法律において「自動車破碎残さ」とは、解体自動車を破碎し、金属その他の有用なものを分離し、これらを回収した後に残存する物をいう。

6 この法律において「指定回収物品」とは、自動車に搭載されている物品であって、次の各号のいずれにも該当するものとして政令で定めるものをいう。

- 一 当該自動車が使用済自動車となった場合において、解体業者が当該使用済自動車から当該物品を回収し、これを自動車製造業者等に引き渡してその再資源化を行うことが、当該使用済自動車の再資源化を適正かつ円滑に実施し、かつ、廃棄物の減量及び資源の有効な利用を図る上で特に必要なもの
- 二 当該物品の再資源化を図る上で経済性の面における制約が著しくないと認められるもの
- 三 当該自動車が使用済自動車となった場合において、当該物品の再資源化を図る上でその物品の設計又はその部品若しくは原材料の種類が重要な影響を及ぼすと認められるもの

7 この法律において「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下「フロン類法」という。）第2条第1項に規定するフロン類をいう。

8 この法律において「特定エアコンディショナー」とは、自動車に搭載されているエアコンディショナー（車両のうち乗車のために設備された場所の冷房の用に供するものに限る。以下同じ。）であって、冷媒としてフロン類が充てんされているものをいう。

9 この法律において「再資源化」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 使用済自動車、解体自動車又は特定再資源化物品の全部又は一部を原材料又は部品その他製品の一部として利用することができる状態にする行為
- 二 使用済自動車、解体自動車又は特定再資源化物品の全部又は一部であって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用することができる状態にする行為

10 この法律において「再資源化等」とは、再資源化及びフロン類の破壊（フロン類法第69条第4項

の規定による破壊をいう。以下同じ。)をいう。

- 11 この法律において「引取業」とは、自動車の所有者から使用済自動車の引取りを行う事業（自動車の所有者の委託を受けて当該所有者が指定した者に使用済自動車を引き渡すために行う運搬のみを行う事業を除く。）をいい、「引取業者」とは、引取業を行うことについて第 42 条第 1 項の登録を受けた者をいう。
- 12 この法律において「フロン類回収業」とは、使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからフロン類の回収を行う事業をいい、「フロン類回収業者」とは、フロン類回収業を行うことについて第 53 条第 1 項の登録を受けた者をいう。
- 13 この法律において「解体業」とは、使用済自動車又は解体自動車の解体を行う事業をいい、「解体業者」とは、解体業を行うことについて第 60 条第 1 項の許可を受けた者をいう。
- 14 この法律において「破砕業」とは、解体自動車の破砕及び破砕前処理（圧縮その他の主務省令で定める破砕の前処理をいう。以下同じ。）を行う事業をいい、「破砕業者」とは、破砕業を行うことについて第 67 条第 1 項の許可を受けた者をいう。
- 15 この法律において「製造等」とは、次に掲げる行為をいう。
 - 一 自動車を製造する行為（他の者（外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第 6 条に規定する非居住者を除く。以下この項において同じ。）の委託（主務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）を受けて行うものを除く。）
 - 二 自動車を輸入する行為（他の者の委託を受けて行うものを除く。）
 - 三 前 2 号に掲げる行為を他の者に対し委託をする行為
- 16 この法律において「自動車製造業者等」とは、自動車の製造等を業として行う者をいう。
- 17 この法律において「関連事業者」とは、引取業者、フロン類回収業者、解体業者又は破砕業者をいう。

（自動車製造業者等の責務）

- 第 3 条 自動車製造業者等は、自動車の設計及びその部品又は原材料の種類を工夫することにより、自動車が長期間使用されることを促進するとともに、使用済自動車の再資源化等を容易にし、及び使用済自動車の再資源化等に要する費用を低減するよう努めなければならない。
- 2 自動車製造業者等は、使用済自動車の再資源化等の実施において自らが果たす役割の重要性にかんがみ、その適正かつ円滑な実施を図るため、関連事業者に対し、自らが製造等をした自動車の構造又は使用した部品若しくは原材料に関する情報を適切に提供することその他の使用済自動車の再資源化等の実施に必要な協力をするよう努めなければならない。

（廃棄物処理法との関係）

- 第 121 条 使用済自動車、解体自動車（第 16 条第 4 項ただし書又は第 18 条第 2 項ただし書の規定により解体自動車全部利用者に引き渡されたものを除く。）及び特定再資源化物品については、これらを廃棄物（廃棄物処理法第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。）とみなして、この法律に別段の定めがある場合を除き、廃棄物処理法の規定を適用する。

（関連事業者等に係る廃棄物処理法の特例）

- 第 122 条 引取業者又はフロン類回収業者は、廃棄物処理法第 7 条第 1 項又は第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、使用済自動車の収集又は運搬（第 9 条第 1 項若しくは第 11 条の規定による引取り又は第 10 条若しくは第 14 条の規定による引渡しに係るものに限る。）を業として行うことができる。ただし、第 51 条第 1 項又は第 58 条第 1 項の規定によりその事業の停止を命ぜられた場合は、この限りでない。
- 2 解体業者は、廃棄物処理法第 7 条第 1 項若しくは第 6 項又は第 14 条第 1 項若しくは第 6 項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、使用済自動車又は解体自動車の再資源化に必要な行為（一般廃棄物（廃棄物処理法第 2 条第 2 項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。）又は産業廃棄物（廃棄物処理法第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。）の収集若

しくは運搬又は処分（再生を含む。以下同じ。）に該当するものに限る。）を業として実施することができる。ただし、第 66 条の規定によりその事業の停止を命ぜられた場合は、この限りでない。

（中略）

- 5 指定再資源化機関又はその委託を受けて解体自動車若しくは特定再資源化物品の再資源化に必要な行為（一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に該当するものに限る。）を業として実施する者は、廃棄物処理法第 7 条第 1 項若しくは第 6 項又は第 14 条第 1 項若しくは第 6 項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該行為を業として実施することができる。

（中略）

- 7 引取業者及びフロン類回収業者は、廃棄物処理法第 7 条第 13 項及び第 7 条の 5 又は第 14 条第 12 項及び第 15 項並びに第 14 条の 3 の 3 の規定の適用については、一般廃棄物収集運搬業者（廃棄物処理法第 7 条第 12 項に規定する一般廃棄物収集運搬業者をいう。以下同じ。）又は産業廃棄物収集運搬業者（廃棄物処理法第 14 条第 12 項に規定する産業廃棄物収集運搬業者をいう。以下同じ。）とみなす。

- 8 解体業者及び第 5 項に規定する者は、廃棄物処理法第 7 条第 13 項及び第 7 条の 5 又は第 14 条第 12 項及び第 15 項並びに第 14 条の 3 の 3 の規定の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者（廃棄物処理法第 7 条第 12 項に規定する一般廃棄物処分業者をいう。以下同じ。）又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者（廃棄物処理法第 14 条第 12 項に規定する産業廃棄物処分業者をいう。以下同じ。）とみなす。

（中略）

- 11 引取業者及びフロン類回収業者並びに解体業者（第 15 条の規定により使用済自動車（一般廃棄物であるものに限る。以下「使用済自動車一般廃棄物」という。）を引き取り、若しくは第 16 条第 6 項の規定により使用済自動車一般廃棄物の引渡しを受け、又は同項の規定により使用済自動車一般廃棄物を引き渡す者に限る。）は、使用済自動車一般廃棄物の収集又は運搬を他人に委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

（以下略）

（一般廃棄物処理業者等に係る廃棄物処理法の特例）

第 123 条 産業廃棄物収集運搬業者（引取業者、フロン類回収業者又は解体業者の委託を受けて使用済自動車産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者に限る。）は、廃棄物処理法第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、使用済自動車一般廃棄物の収集又は運搬の業を行うことができる。この場合において、その者は、廃棄物処理法第 6 条の 2 第 2 項に規定する一般廃棄物処理基準（以下単に「一般廃棄物処理基準」という。）に従い、使用済自動車一般廃棄物の収集又は運搬を行わなければならない。

- 2 廃棄物処理法第 7 条第 1 項の許可を受けた者が行う収集及び運搬であって使用済自動車一般廃棄物に係るものについては、同条第 12 項の規定は、適用しない。

- 3 一般廃棄物収集運搬業者（引取業者、フロン類回収業者又は解体業者の委託を受けて使用済自動車一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者に限る。）は、廃棄物処理法第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、使用済自動車産業廃棄物の収集又は運搬の業を行うことができる。この場合において、その者は、廃棄物処理法第 12 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理基準（以下単に「産業廃棄物処理基準」という。）に従い、使用済自動車産業廃棄物の収集又は運搬を行わなければならない。

（一般廃棄物処理基準に適合しない使用済自動車一般廃棄物の処分が行われた場合の廃棄物処理法の適用の特例等）

第 124 条 第 122 条第 11 項の規定に違反する使用済自動車一般廃棄物の収集又は運搬の委託により一般廃棄物処理基準に適合しない使用済自動車一般廃棄物の処分が行われたときは、当該委託をした者は、廃棄物処理法第 19 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 項 に規定する処分者等に該当するものとみなす。

（以下略）

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(抜すい)

(目的)

第1条 この法律は、使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「小型電子機器等」とは、一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に規定する特定家庭用機器を除く。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとして政令で定めるものをいう。

- 一 当該電気機械器具が廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。次号及び第10条第3項第1号において同じ。）となった場合において、その効率的な収集及び運搬が可能であると認められるもの
- 二 当該電気機械器具が廃棄物となった場合におけるその再資源化が廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用を図る上で特に必要なもののうち、当該再資源化に係る経済性の面における制約が著しくないと認められるもの

2 この法律において「使用済小型電子機器等」とは、小型電子機器等のうち、その使用を終了したものをいう。

3 この法律において「再資源化」とは、使用済小型電子機器等の全部又は一部を原材料又は部品その他製品の一部として利用することができる状態にすることをいう。

(小売業者の責務)

第8条 小型電子機器等の小売販売を業として行う者は、消費者による使用済小型電子機器等の適正な排出を確保するために協力するよう努めなければならない。

(再資源化事業計画の認定)

第10条 使用済小型電子機器等の再資源化のための使用済小型電子機器等の収集、運搬及び処分（再生を含む。以下同じ。）の事業（以下「再資源化事業」という。）を行おうとする者（当該収集、運搬又は処分の全部又は一部を他人に委託して当該再資源化事業を行おうとする者を含む。）は、主務省令で定めるところにより、使用済小型電子機器等の再資源化事業の実施に関する計画（以下この条及び次条第4項第1号において「再資源化事業計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

2 再資源化事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申請者の名称又は氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 申請者が法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次項第4号において同じ。）の氏名及び政令で定める使用人があるときは、その者の氏名
- 三 申請者が個人である場合において、政令で定める使用人があるときは、その者の氏名
- 四 使用済小型電子機器等の収集を行おうとする区域

五 再資源化事業の内容

六 使用済小型電子機器等の収集、運搬又は処分を行う者及びその者が行う収集、運搬又は処分の別

七 使用済小型電子機器等の収集又は運搬の用に供する施設

八 使用済小型電子機器等の処分の用に供する施設の所在地、構造及び設備

九 使用済小型電子機器等の再資源化に関する研究開発を行おうとする場合にあっては、その内容

十 その他主務省令で定める事項

3 主務大臣は、第1項の規定による申請があった場合において、その申請に係る再資源化事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 再資源化事業の内容が、基本方針に照らし適切なものであり、かつ、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保に資するものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。

二 前項第4号に掲げる区域が、広域にわたる使用済小型電子機器等の収集に資するものとして主務省令で定める基準に適合すること。

三 申請者及び前項第6号に規定する者の能力並びに同項第7号に掲げる施設及び同項第8号に規定する施設が、再資源化事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして主務省令で定める基準に適合すること。

四 申請者及び前項第6号に規定する者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 廃棄物処理法第14条第5項第2号イ又はロのいずれかに該当する者

ロ この法律の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ハ 次条第4項の規定によりこの項の認定を取り消され、当該取消しの日から5年を経過しない者（当該認定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

ニ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからハまでのいずれかに該当するもの

ホ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからハまでのいずれかに該当する者のあるもの

ヘ 個人で政令で定める使用人のうちにイからハまでのいずれかに該当する者のあるもの

ト 廃棄物処理法第14条第5項第2号ヘに該当する者

（再資源化事業計画の変更等）

第11条 前条第3項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、同条第2項第4号から第8号までに掲げる事項を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 認定事業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 認定事業者は、前条第2項第1号から第3号まで、第9号又は第10号に掲げる事項を変更したときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4 主務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第3項の認定を取り消すことができる。

一 認定事業者（前条第3項の認定に係る再資源化事業計画（第1項の規定による変更又は前2項の規定による届出に係る変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に記載された同条第2項第6号に規定する者を含む。以下「認定事業者等」という。）が、認定計画に従って再資源化事業を実施していないとき。

二 認定事業者が、認定計画に記載された前条第2項第6号に規定する者以外の者に対して、当該認定に係る使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を委託したとき。

三 認定事業者等の能力又は前条第2項第7号に掲げる施設若しくは同項第8号に規定する施設が、

同条第3項第3号の主務省令で定める基準に適合しなくなったとき。

四 認定事業者等が前条第3項第4号イからトまでのいずれかに該当するに至ったとき。

5 前条第3項の規定は、第1項の認定について準用する。

(認定事業者等に係る廃棄物処理法の特例)

第13条 認定事業者は、廃棄物処理法第7条第1項若しくは第6項又は第14条第1項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該認定に係る使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為（一般廃棄物（廃棄物処理法第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。第7項において同じ。）又は産業廃棄物（廃棄物処理法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。次項及び次条第1項において同じ。）の収集若しくは運搬又は処分に該当するものに限る。第3項において同じ。）を業として実施することができる。

(中略)

3 認定事業者の委託を受けて使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を業として実施する者（認定計画に記載された第10条第2項第6号に規定する者に限る。）は、廃棄物処理法第7条第1項若しくは第6項又は第14条第1項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定計画に従って行う使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を業として行うことができる。

4 認定事業者は、廃棄物処理法第6条の2第6項、第7条第13項、第15項及び第16項並びに第7条の5の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）又は廃棄物処理法第12条第5項、第12条の4第1項、第14条第12項から第15項まで及び第17項並びに第14条の3の3の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、一般廃棄物収集運搬業者（廃棄物処理法第7条第12項に規定する一般廃棄物収集運搬業者をいう。次項及び第6項において同じ。）若しくは一般廃棄物処分業者（廃棄物処理法第7条第12項に規定する一般廃棄物処分業者をいう。次項及び第6項において同じ。）又は産業廃棄物収集運搬業者（廃棄物処理法第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者をいう。次項及び第6項において同じ。）若しくは産業廃棄物処分業者（廃棄物処理法第14条第12項に規定する産業廃棄物処分業者をいう。次項及び第6項において同じ。）とみなす。

5 第3項に規定する者は、廃棄物処理法第6条の2第6項、第7条第13項及び第14項並びに第7条の5の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）又は廃棄物処理法第12条第5項、第12条の4第1項、第14条第12項から第16項まで及び第14条の3の3の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。

6 前2項に規定する者は、廃棄物処理法第19条の3の規定（同条の規定に係る罰則を含む。）の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。

7 一般廃棄物処理基準（廃棄物処理法第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準をいう。）に適合しない使用済小型電子機器等（一般廃棄物であるものに限る。）の収集、運搬又は処分が行われた場合において、認定事業者が当該収集、運搬若しくは処分を行った者に対して当該収集、運搬若しくは処分をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又はこれらの者が当該収集、運搬若しくは処分をすることを助けたときは、当該認定事業者は、廃棄物処理法第19条の4の規定（同条の規定に係る罰則を含む。）の適用については、同条第1項に規定する処分者等に該当するものとみなす。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、他の法令と相まって、環境への負荷を低減するための措置を定めるとともに、公害の発生源について必要な規制及び緊急時の措置を定めること等により、現在及び将来の都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 環境への負荷 事業活動その他の人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- 二 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であつて、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって、人の生命若しくは健康が損なわれ、又は人の快適な生活が阻害されることをいう。

（中略）

六 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。

七 工場 別表第一に掲げる工場をいう。

八 指定作業場 別表第二に掲げる作業場等（工場に該当するものを除く。）をいう。

九 規制基準 事業活動その他の活動を行う者が遵守すべきばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動及び悪臭の発生に係る許容限度をいう。

（以下略）

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる環境への負荷の低減及び公害の防止のために必要な措置を講ずるとともに、知事が行う環境への負荷の低減及び公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

- 2 事業者は、環境への負荷の低減及び公害の防止のために従業員の訓練体制その他必要な管理体制の整備に努めるとともに、その管理に係る環境への負荷の状況について把握し、並びに公害の発生源、発生原因及び発生状況を常時監視しなければならない。

（都民の責務）

第5条 都民は、日常生活その他の活動において環境への負荷を低減し、及び公害の発生を防ぐよう努めるとともに、知事が行う環境への負荷の低減及び公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

（低公害・低燃費車等の使用及び利用の努力義務）

第34条 自動車等を使用し、又は利用する者は、排出ガスを発生しないか、若しくは排出ガスの発生量が相当程度少なく、かつ、燃費性能（エネルギーの消費量との対比における自動車の性能として規則で定めるものをいう。以下同じ。）が相当程度高いものとして知事が指定する自動車（以下「低公害・低燃費車」という。）又は排出ガスの発生量がより少なく、かつ、燃費性能がより高い自動車等を使用し、又は利用するよう努めなければならない。

- 2 自動車等を使用し、又は利用する者は、排出ガスの発生量が相当程度大きいものとして知事が指定する自動車を使用し、又は利用しないように努めなければならない。

（粒子状物質排出基準の遵守等）

第37条 自動車（道路運送車両法第3条により定められる軽自動車及び二輪の小型自動車を除く。）の使用者（道路交通法第74条に規定する使用者をいう。中略）は、別表第五に掲げる自動車のうち軽油を燃料とする自動車として道路運送車両法第58条に基づき有効な自動車検査証の交付を受けた自動車（以下「特定自動車」という。）で、都内の粒子状物質による大気汚染の深刻な状況にかんがみ定める別表第六の上欄に掲げる自動車の種別ごとに同表の中欄に掲げる測定の方法により測定された粒子状物質の量が、それぞれ同表の下欄に掲げる自動車から排出される粒子状物質の

量の許容限度（以下「粒子状物質排出基準」という。）を超えて粒子状物質を排出するものを、都内において運行し、又は運行させてはならない。

（中略）

3 知事が指定する粒子状物質を減少させる装置（以下「粒子状物質減少装置」という。）を装着した特定自動車については、粒子状物質排出基準に適合する特定自動車とみなす。

4 粒子状物質減少装置を装着した特定自動車の運行責任者は、当該特定自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に、粒子状物質減少装置の点検をし、及び必要な整備をしなければならない。

（自動車等の適正整備の努力義務）

第43条 自動車等を使用する者は、その自動車等を適正に整備することにより、自動車等から発生する排出ガス及び排出する温室効果ガスを最小限度にとどめるよう努めなければならない。

（自動車等を運転する者の義務）

第52条 自動車等を運転する者は、自動車等を駐車し、又は停車するときは、当該自動車等の原動機の停止（以下「アイドリング・ストップ」という。）を行わなければならない。ただし、規則で定める場合はこの限りでない。

（事業者の義務）

第53条 自動車等を事業の用に供する者は、その管理する自動車等の運転者に対して、前条に規定する事項を遵守するよう適切な措置を講じなければならない。

（低騒音車等の使用努力義務）

第63条 自動車等を使用する者は、騒音の発生が相当程度少ない自動車等（以下「低騒音車」という。）又は騒音の発生がより少ない自動車等を使用するよう努めなければならない。

（自動車等を使用する者の努力義務）

第64条 自動車等を使用する者は、その自動車等を適正に整備し、及び適切に運転することにより、自動車等から発生する騒音及び振動を最小限度にとどめるよう努めなければならない。

（規制基準の遵守等）

第68条 工場又は指定作業場を設置している者は、当該工場又は指定作業場から、規制基準（規制基準を定めていないものについては、人の健康又は生活環境に障害を及ぼすおそれのない程度）を超えるばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の発生（汚水については、地下への浸透を含む。第74条及び第95条を除き、以下同じ。）をさせてはならない。

（以下略）

（屋外作業の制限）

第80条 工場においては、作業の性質上やむを得ない場合を除き、屋外で騒音、振動又は粉じんを発生させる作業をしてはならない。

（工場の設置の認可）

第81条 工場を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の認可を受けなければならない。

2 前項の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 工場の名称及び所在地
- 三 業種並びに作業の種類及び方法
- 四 建物及び施設の構造及び配置
- 五 ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の防止の方法
- 六 自動車の出入口が接する道路の幅員

七 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
(中略)

4 知事は、第1項の規定による認可をするに当たっては、公害の防止のため必要な限度において、条件を付することができる。

(工場の変更の認可)

第82条 既に設置している工場に係る前条第2項第3号から第5号までに掲げる事項を変更しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の認可を受けなければならない。ただし、軽微な変更であって規則で定めるものについては、この限りでない。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による認可について準用する。

(表示板の掲出)

第85条 第81条第1項の規定による認可を受けた者は、規則で定めるところにより、氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、工場の名称、認可年月日、公害の防止に関する遵守事項その他知事が必要と認める事項を記載した表示板を、当該工場の公衆の見やすい場所に掲出しておかななければならない。

(指定作業場の設置の届出)

第89条 指定作業場を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 指定作業場の名称及び所在地
- 三 指定作業場の種類及び作業の方法
- 四 建物又は施設の構造又は配置
- 五 ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の防止の方法
- 六 自動車の出入口が接する道路の幅員
- 七 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(指定作業場の変更の届出)

第90条 既に設置している指定作業場に係る前条第3号から第5号までに掲げる事項を変更しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(公害防止管理者の設置及び届出)

第105条 規則で定める規模以上の工場を設置している者は、公害防止管理者を選任し、作業の方法、施設の維持等について当該工場から公害を発生させないよう監督を行わせなければならない。

(以下略)

(廃棄物等の焼却行為の制限)

第126条 何人も、廃棄物等を焼却するときは、ダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項に規定するダイオキシン類をいう。）等による人の健康及び生活環境への支障を防ぐために、小規模の廃棄物焼却炉（火床面積〇．五平方メートル未満であって、焼却能力が一時間当たり五十キログラム未満の廃棄物焼却炉をいう。以下同じ。）により、又は廃棄物焼却炉を用いずに、廃棄物等を焼却してはならない。ただし、規則で定める小規模の廃棄物焼却炉による焼却及び伝統的行事等の焼却行為については、この限りでない。

(夜間の静穏保持)

第133条 何人も、夜間（午後8時から翌日の午前6時までの間をいう。）においては、道路その他の公共の場所において、みだりに付近の静穏を害する行為をしてはならない。

(規制基準の遵守等)

第136条 何人も、第68条第1項、第80条及び第129条から前条までの規定に定めるもののほか、別表第十三に掲げる規制基準（規制基準を定めていないものについては、人の健康又は生活環境に障害を及ぼすおそれのない程度）を超えるばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の発生をさせてはならない。

別表第一 工場（第2条関係）

一 定格出力の合計が二、二キロワット以上の原動機を使用する物品の製造、加工又は作業を常時行う工場（以下略）

三 次に掲げる物品の製造、加工又は作業を常時行う工場

（中略）

（三十五）火床面積が〇．五平方メートル以上又は焼却能力が一時間当たり五十キログラム以上の焼却炉を使用する廃棄物の焼却

（以下略）

別表第二 指定作業場（第2条関係）

（略）

二 自動車駐車場（自動車等の収容能力が二十台以上のものに限る。）

三 自動車ターミナル（事業用自動車を同時に十台以上停留させることができるものに限る。）

（中略）

五 自動車洗車場（スチムクリーナー又は原動機を用いる洗浄機を使用するものに限る。）

六 ウェスト・スクラップ処理場（建場業（収集人から再生資源（古繊維、古綿、古紙、古毛、古瓶又は古鉄類をいう。以下この項において同じ。）を集荷する業をいう。）、消毒業（再生資源を消毒する業をいう。）及び選分加工業（再生資源を建場業を営む者、会社、官公庁、工場等から大口に集荷し、これを選分し、又は加工する業をいう。）に係るものを除く。）

七 廃棄物の積替え場所又は保管場所（前号に掲げるものを除き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項及び第6項、第14条第1項及び第6項並びに第14条の4第1項及び第6項の規定に基づき許可を得た者並びに地方公共団体が設置するものに限る。）

（中略）

二十六 ボイラー（熱源として電気若しくは廃熱のみを使用するもの並びに日本工業規格B 八二〇一及びB 八二〇三伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積が五平方メートル未満のもの（いおう化合物の含有率が体積比で〇．一パーセント以下であるガスを燃料として専焼させるものについては伝熱面積が十平方メートル未満のもの）を除く。）を有する事業場

（中略）

二十八 焼却炉（火床面積が〇．五平方メートル未満であって焼却能力が一時間当たり五十キログラム未満のものを除く。）を有する事業場

（以下略）

別表第五 特定自動車（第37条関係）

一 貨物の運送の用に供する普通自動車（道路運送車両法第3条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。）であって、第5号に掲げる自動車以外のもの

二 貨物の運送の用に供する小型自動車（道路運送車両法第3条に規定する小型自動車（二輪の小型自動車を除く。）をいう。以下同じ。）であって、第5号に掲げる自動車以外のもの

（中略）

五 散水自動車、霊きゅう自動車その他の特種の用途に供する普通自動車及び小型自動車であって、知事が別に定めるもの

別表第六 粒子状物質排出基準（第 37 条関係）

自動車の種別	測定の方法	自動車から排出される粒子状物質の量の許容限度	
		平成15年10月1日から平成17年4月1日以降の知事が別に定める日の前日までの間適用するもの(知事が別に定める日＝平成18年4月1日)	平成17年4月1日以降の知事が別に定める日から適用するもの(知事が別に定める日＝平成18年4月1日)
一 軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が1700キログラム以下のもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの及び二輪自動車を除く。)	10.15モードによる測定	1キロメートル走行当たり0.08グラム	1キロメートル走行当たり0.052グラム
二 軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が1700キログラムを超え2500キログラム以下のもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの及び二輪自動車を除く。)	10.15モードによる測定	1キロメートル走行当たり0.09グラム	1キロメートル走行当たり0.06グラム
三 軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が2500キログラムを超えるもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの及び二輪自動車を除く。)	ディーゼル自動車用13モードによる測定	1キロワット時当たり0.25グラム	1キロワット時当たり0.18グラム

備考

- 一 10.15モードによる測定とは、自動車が車両重量に110キログラムを加重された状態において、原動機が暖機状態となった後に、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）別表第三の上欄に掲げる運転条件で同表の下欄に掲げる間運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる粒子状物質の質量を測定する方法をいう。
- 二 ディーゼル自動車用13モードによる測定とは、自動車を道路運送車両の保安基準別表第七の上欄に掲げる運転条件で運転する場合に排気管から排出される排出物に含まれる粒子状物質の単位時間当たりの質量に同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算して得られた値を、同表の上欄に掲げる運転条件で運転する場合に発生した仕事率に同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値をそれぞれ加算して得られた値で除することにより単位時間及び単位仕事率当たりの粒子状物質の質量を測定する方法をいう。

別表第十三 日常生活等に適用する規制基準（第 136 条関係）

一 騒音

区域の区分		時間の区分	音源の存する敷地と隣地との境界線における音量 (単位：デシベル)
種別	該当地域		
第一種区域	一 第一種低層住居専用地域	午前 6 時から午前 8 時まで	4 0
	二 第二種低層住居専用地域	午前 8 時から午後 7 時まで	4 5
	三 田園住居地域	午後 7 時から午後 11 時まで	4 0
	四 AA 地域	午後 11 時から翌日午前 6 時まで	4 0
	五 東京都文教地区建築条例（昭和 25 年東京都条例第 88 号）第 2 条の規定により定められた第一種文教地区		
	六 前各号に掲げる地域に接する地先及び水面		
第二種区域	一 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域であって第一種区域に該当する区域を除く地域 二 無指定地域（第一種区域及び第三種区域に該当する区域を除く。）	午前 6 時から午前 8 時まで	4 5
		午前 8 時から午後 7 時まで	5 0
		午後 7 時から午後 11 時まで	4 5
		午後 11 時から翌日午前 6 時まで	4 5
第三種区域	一 近隣商業地域（第一種区域に該当する区域を除く。） 二 商業地域（第一種区域及び第四種区域に該当する区域を除く。） 三 準工業地域 四 工業地域 五 前各号に掲げる地域に接する地先及び水面	午前 6 時から午前 8 時まで	5 5
		午前 8 時から午後 8 時まで	6 0
		午後 8 時から午後 11 時まで	5 5
		午後 11 時から翌日午前 6 時まで	5 0
第四種区域	商業地域であって知事が指定する地域	午前 6 時から午前 8 時まで	6 0
		午前 8 時から午後 8 時まで	7 0
		午後 8 時から午後 11 時まで	6 0
		午後 11 時から翌日午前 6 時まで	5 5
この基準の適用については、次に掲げるところによる。			
一 第二種区域、第三種区域又は第四種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、及び老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準は、当該値から 5 デシベルを減じた値とする。			
二 保育所その他の規則で定める場所において、子供（6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。以下この表において同じ。）及び子供と共にいる保育者並びにそれらの者と共に遊び、保育等の活動に参加する者が発する次に掲げる音については、この規制基準は、適用しない。			
(一) 声			
(二) 足音、拍手の音その他の動作に伴う音			
(三) 玩具、遊具、スポーツ用具その他これらに類するものの使用に伴う音			
(四) 音響機器等の使用に伴う音			

備考 騒音の測定方法は、工場及び指定作業場の騒音に係る測定方法の例による。

二 振動

区域の区分		時間の区分	振動源の存する敷地と隣地との境界線における地盤の振動の大きさ (単位：デシベル)
種別	該当地域		
第一種区域	一 第一種低層住居専用地域 二 第二種低層住居専用地域 三 第一種中高層住居専用地域 四 第二種中高層住居専用地域	午前 8 時から午後 7 時まで	6 0
	五 第一種住居地域 六 第二種住居地域 七 準住居地域 八 田園住居地域 九 無指定地域（第二種区域に該当する区域を除く。）	午後 7 時から翌日午前 8 時まで	5 5
第二種区域	一 近隣商業地域 二 商業地域 三 準工業地域	午前 8 時から午後 8 時まで	6 5
	四 工業地域 五 前各号に掲げる地域に接する地先及び水面	午後 8 時から翌日午前 8 時まで	6 0
ただし、学校、保育所、病院、診療所、図書館、老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲おおむね 50m の区域内における規制基準は、当該値から 5 デシベルを減じた値とする。			

備考 振動の測定方法は、工場及び指定作業場の振動に係る測定方法の例による。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（抜すい）

（アイドリング・ストップの特例）

第19条 条例第52条ただし書に規定する規則で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 道路交通法（昭和35年法律第105号）第7条の規定により信号機の表示する信号等に従って自動車等を停止する場合その他同法の規定により自動車等を停止する場合
- 二 交通の混雑その他の交通の状況により自動車等を停止する場合
- 三 人を乗せ、又は降ろすために自動車等を停車する場合
- 四 自動車の原動機を貨物の冷蔵等に用いる装置その他の附属装置（自動車の運転者室及び客室の冷房又は暖房を行うための装置を除く。）の動力として使用する場合
- 五 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第1項各号に規定する自動車が当該緊急用務に使用されている場合
- 六 前各号に掲げるもののほか、やむを得ないと認められる場合

（軽微な変更）

第32条 条例第82条第1項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げる変更であって、ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音若しくは振動の増加又は水質若しくは悪臭の変化を伴わないものとする。

- 一 原動機の出力の増加を伴わない作業の方法の変更
- 二 同一作業場内における施設の配置の変更
- 三 ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の防止の方法の変更

東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例（抜すい）

（目的）

第1条 この条例は、東京二十三区清掃一部事務組合（以下「組合」という。）が管理運営する処理施設等で受け入れる廃棄物の処理に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 家庭廃棄物 一般の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- 二 転居廃棄物 家庭廃棄物のうち、転居の際に排出されたもので、転居する者のやむを得ない事情により、引越荷物運送業者が、当該転居者からの委任を受け、営利を目的とせず、に所定の場所まで運搬し、特別区の区長又は一般廃棄物収集運搬業者に引き渡すものをいう。
- 三 事業系一般廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- 四 処理施設 組合が管理運営するごみ処理施設（第6号に規定する運搬施設を除く。）をいう。
- 五 投入施設 組合が管理運営するし尿を公共下水道に投入するための施設をいう。
- 六 運搬施設 組合が管理運営するごみ運搬用パイプライン施設をいう。

（処理対象廃棄物）

第3条 管理者が処理する廃棄物は、次に掲げるものとする。

- 一 次条第1項に規定する一般廃棄物処理計画に適合する家庭廃棄物、事業系一般廃棄物及び一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物
- 二 その他管理者が処理することが必要であると認める廃棄物

（一般廃棄物処理計画）

第4条 管理者は、法第6条第1項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定め、これを告示するものとする。

2 管理者は、一般廃棄物処理計画に重要な変更があったときは、その都度告示するものとする。

3 管理者は、一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を処理する場合は、一般廃棄物処理計画に含めるものとする。

（処理）

第5条 管理者は、一般廃棄物処理計画に従い、一般廃棄物及び一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を処理しなければならない。

2 前項に規定する一般廃棄物及び一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物の処理の基準は、東京二十三区清掃一部事務組合規則（以下「組合規則」という。）で定める。

（受入基準）

第7条 廃棄物を処理施設又は投入施設に運搬する者及び運搬施設を利用する者は、組合規則で定める受入基準に従わなければならない。

（受入拒否）

第8条 管理者は、廃棄物を処理施設又は投入施設に搬入する者及び運搬施設を利用する者に対し、次の各号のいずれかに該当する場合は、その受入れを拒否することができる。

- 一 前条の受入基準に従わないとき。
- 二 その他管理者が受け入れることが適当でないと認めるとき。

(廃棄物処理手数料)

第9条 管理者は、廃棄物（(中略)）の処理について、別表の上欄に掲げる者から同表下欄に掲げる廃棄物処理手数料を徴収する。

(以下略)

(督促)

第11条 第9条に規定する廃棄物処理手数料を納期限までに納付しない者があるときは、納期限経過後20日以内に組合規則で定める督促状を発行して督促する。

2 前項の督促状には、その発行の日から15日以内において納付すべき期限を指定する。

(滞納者に対する措置)

第11条の2 管理者は、第9条に規定する廃棄物処理手数料を納期限までに納付しない者に対し、期間を定めて処理施設への廃棄物の搬入及び運搬施設の利用を停止させることができる。

(報告の徴収)

第18条 管理者は、この条例の施行に必要な限度において、廃棄物を処理施設若しくは投入施設に運搬する者又は運搬施設を利用する者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第19条 管理者は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の処理に関し、必要な書類その他の物件を検査させることができる。

(以下略)

別表（第九条関係）

手数料の徴収対象者	廃棄物処理手数料
一 事業系一般廃棄物（し尿を除く。）又は一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を処理施設に搬入した者	1キログラムにつき 15円50銭
二 (略)	(略)
三 (略)	(略)
四 (略)	(略)
五 転居廃棄物（粗大ごみの形状のものに限る。）を処理施設に運搬した者	1キログラムにつき 15円50銭

東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例施行規則（抜すい）

（目的）

第1条 この規則は、東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例(平成12年条例第43号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

（一般廃棄物等の処理の基準）

第3条 条例第5条第2項の規則で定める処理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 一般廃棄物の場合 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第3条各号及び第4条の2各号の規定によるほか、次に掲げるとおりとする。
- イ 一般廃棄物の処理に当たっては、再利用に努めること。
- ロ 一般廃棄物の埋立て処分に当たっては、あらかじめ、焼却し、破碎し、切断し、又は圧縮する等の当該一般廃棄物に応じた処理を行い、その減量化又は減容化を図ること。

（以下略）

（持込承認申請等）

第3条の2 一般廃棄物排出事業者及び一般廃棄物排出事業者から委託を受けて搬入する一般廃棄物収集運搬業者が、事業系一般廃棄物を処理施設に搬入（以下「持込み」という。）しようとするときは、あらかじめ管理者の承認を受けなければならない。

- 2 前項による持込みをする者のうち、継続的に持込みを行う者については、廃棄物継続持込承認申請書（別記第一号様式）のほか、別に定める手続により、必要な書類を管理者に提出して、期間を定めた継続的な持込み（以下「継続持込み」という。）を申請することができる。
- 3 管理者は、前項の規定による申請について承認をしたときは、廃棄物継続持込承認書（別記第一号様式の二）を交付しなければならない。
- 4 第一項の承認を受けようとする者のうち、第二項に該当しない者は、廃棄物臨時持込承認申請書（別記第一号様式の三）のほか、別に定める書類を管理者に提出しなければならない。
- 5 管理者は、前項の規定による申請について承認をしたときは、廃棄物臨時持込承認書兼領収書（別記第一号様式の四）を交付しなければならない。
- 6 第三項及び前項の規定により承認を受けた者は、その申請事項を変更しようとするときは、速やかに管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。
- 7 第三項の規定により承認を受けた者は、その承認された期間においては、搬入先、搬入量その他搬入に関して必要な事項（以下「搬入先等」という。）については管理者の指示に従わなければならない。
- 8 第五項の規定により承認を受けた者は、搬入先その他搬入に関して必要な事項については、廃棄物の排出場所を所管する区長及び管理者の指示に従わなければならない。
- 9 これまで持込みをした際に、条例、この規則その他の法令の規定又は管理者が指示する事項に違反した者から、第四項の規定による承認申請があった場合、管理者は、第五項の承認を行うに際し、あらかじめ定める搬入先その他搬入に関して必要な事項とは異なる指示をすることができる。

（持込承認の取消し等）

第3条の3 前条第三項の規定により承認を受けた者が条例、この規則その他の法令の規定又は管理者が指示する事項に違反したときは、管理者は、その承認を取り消し、期間を定めて継続持込みを停止し、又は期間を定めて搬入先等を制限することができる。

- 2 前条第五項の規定により承認を受けた者が条例、この規則その他の法令の規定又は管理者が指示する事項に違反したときは、管理者はその承認を取り消すことができる。

（受入基準）

第8条 条例第7条の規則で定める受入基準は、次に掲げるとおりとする。

一 一般廃棄物の場合 次に掲げるとおりとする。

イ 東京二十三区清掃一部事務組合を組織する特別区の区域内において発生した一般廃棄物であって、次のいずれにも該当しないものであること。

- (1) ふん尿
- (2) 動物の死体
- (3) 特別管理一般廃棄物に指定されている物
- (4) 有害性の物
- (5) 爆発性のある物、火災発生の原因となるおそれのある物等危険性のある物
- (6) 液状の物(投入施設に運搬する場合のし尿を除く。)
- (7) 粉末状又は顆粒状で飛散するおそれのある物
- (8) 焼却施設にあつては、焼却に適さない物
- (9) その他処理施設、投入施設又は運搬施設の管理運営に支障を来すおそれのある物

ロ 一般廃棄物の運搬に当たって、運搬する者が政令第3条第1号に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準のうち、運搬に関する基準を遵守していること。

ハ その他処理施設、投入施設又は運搬施設の適正な管理運営のために管理者が別に定める事項
(以下略)

(受入拒否)

第9条 条例第8条第2号の管理者が受け入れることが適当でないと認めるときは、次に掲げる場合とする。

- 一 特別区の区長が処理施設への搬入を禁止しているとき。
- 二 特別区の区長が定める一般廃棄物管理票の提出義務のある者が、当該管理票を管理者に提出しないとき。
- 三 その他処理施設、投入施設又は運搬施設の適正な管理運営のために管理者が別に定めるとき。

(一般廃棄物等の搬入量の算定)

第10条 1項及び2項(略)

- 3 管理者は、条例別表(二の項及び四の項を除く。)に規定する廃棄物のうち臨時に排出し、又は運搬した廃棄物の搬入量を、その都度算定する。
- 4 管理者は、条例別表に掲げる廃棄物処理手数料を納期限までに納付しない者が排出し、又は運搬した条例別表に規定する廃棄物(臨時に排出し、又は運搬した廃棄物を除く。)の搬入量を、その都度算定することができる。

(以下略)

(廃棄物処理手数料の徴収方法)

第13条 廃棄物処理手数料は、納入通知書により徴収する。ただし、その都度搬入量を算定した廃棄物に係る廃棄物処理手数料については、納入通知書を省略することができる。

- 2 管理者は、その都度搬入量を算定し、納入通知書を省略した廃棄物に係る廃棄物処理手数料について、算定の都度当該手数料を徴収する。

(以下略)

東京二十三区清掃協議会一般廃棄物処理業許可取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、東京二十三区清掃協議会規約第2条に定める関係団体（東京二十三区清掃一部事務組合を除く。以下「特別区」という。）の条例、規則及び東京二十三区清掃協議会規約第3条第1項第2号に定める一般廃棄物処理業の許可に関して、東京二十三区清掃協議会（以下「協議会」という。）が管理し、及び執行すべき必要な事項を定めることを目的とする。

(意義及び定義)

第2条 この要綱において、使用する用語の意義及び定義は、次のとおりとする。

- (1) 取り扱う一般廃棄物の種類は、別表1のとおりとする。
- (2) 事業の区分は、別表2のとおりとする。
- (3) 「継続的な作業場所」とは、一般廃棄物収集運搬業者が事業系一般廃棄物を排出する事業者から委託を受けて、当該一般廃棄物を6月以上にわたり月1回以上収集する特定の場所をいう。
- (4) 「運搬車」とは、稼動運搬車及び予備車をいう。
- (5) 「稼動運搬車」とは、特別区の区域内の作業場所から排出される一般廃棄物を運搬するために使用し、又は使用を予定している運搬車をいう。
- (6) 「予備車」とは、通常使用を予定していない運搬車をいう。
- (7) 「試験」とは、特別区の規則に定めるところにより、一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処理業の許可を新たに申請しようとする者に対し、その要件として課す試験をいう。
- (8) 「講習会」とは、特別区の規則に定めるところにより、一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処理業の許可の更新を申請しようとする者に対し、その要件として課す講習会をいう。
- (9) 「転居廃棄物」とは、家庭廃棄物のうち、転居の際に排出された粗大ごみの形状をしたもので、転居する者のやむを得ない事情により、引越荷物運送業者が、当該転居者からの委任を受け、営利を目的とせず、に所定の場所まで収集運搬し、一般廃棄物収集運搬業者に引き渡すものをいう。

(一般廃棄物収集運搬業の許可基準)

第3条 一般廃棄物収集運搬業の許可基準で、特別区の規則に規定するその他区長が必要と認める事項は、次のとおりとする。

- (1) 運搬先は、一般廃棄物を適正に処分することができる中間処理施設又は最終処分場であること。
- (2) 継続的な作業場所は、建物を単位とすること。ただし、建物以外の道路・公園等で作業場所を特定することが困難であると認められる場合は、区域を単位とすること。
- (3) 継続的な作業場所が建物を単位とする場合は、他の一般廃棄物収集運搬業者が当該建物を継続的な作業場所としていないこと。
- (4) 継続的な作業場所で一般廃棄物を排出する事業者と次に掲げる事項を記載した収集運搬の委託契約を締結し、又は締結する予定であること。
 - ア 継続的な作業場所の所在地及び名称
 - イ 排出する一般廃棄物の種類及び月平均排出量
 - ウ 契約期間
 - エ 一般廃棄物の収集運搬料金及び処分料金
- (5) 普通ごみにあつては、一般廃棄物収集運搬業の許可を受ける区内に継続的な作業場所を有すること。
- (6) 普通ごみを取り扱う稼動運搬車を2台以上保有する場合は、特別区の区域内において稼動運搬車1台当たりの月平均稼動日数が20日以上であり、かつ稼動運搬車1台当たりの月平均運搬量20トン以上見込まれること。ただし、収集方法が指定されているため専用の運搬車を必要とする

場合は、この限りでない。

(7) 運搬車は、原則として自ら所有していること。

(8) 運搬車は、特別区を管轄する東京運輸支局又は練馬若しくは足立の各自動車検査登録事務所で登録を受けたものであること。ただし、運搬先が特別区の区域外である場合は、この限りでない。

(9) 運搬車は、特別区の長（以下「区長」という。）が許可する一般廃棄物収集運搬業の専用車両とすること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

ア 特別区の区域内から発生する自己の一般廃棄物又は特別区の区域内から発生する専ら再生利用の目的となる一般廃棄物である古紙若しくは古繊維を収集運搬する場合

イ 特別区の区域内から発生する食品循環資源を食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）第 21 条第 2 項に規定する業として収集運搬する場合

(10) 区長の指定する処理施設を運搬先とする運搬車は、車両総重量が 20 トン以下であること。

(11) 区長の指定する処理施設を運搬先とする運搬車は、自動排出機能を有すること。

(12) 運搬車は、運搬する一般廃棄物が汚水を含み、又は悪臭が発生するおそれがある場合は、荷箱が密閉できる構造であること。

(13) 稼働運搬車の故障、車検又は稼働運搬車で対応できない臨時的増量等の場合に使用する運搬車として次の基準により特別区において予備車を保有することができること。

ア 汚でい以外に使用する予備車の台数

汚でい以外に使用する稼働運搬車の台数（廃家電を収集運搬する専用の車両を除く。）を 15 で除した台数（1 未満の小数がある場合は、切り上げて 1 とする。）

イ 汚でいに使用する予備車の台数

汚でいに使用する稼働運搬車の台数を 15 で除した台数（1 未満の小数がある場合は、切り上げて 1 とする。）

(14) 運搬車の洗車設備を確保すること。

(15) 一般廃棄物の保管・積替えを行う場合は、保管・積替えを行う施設が次に掲げる事項に適合していること。

ア 屋根を有し、部外者の立ち入りができない構造とすること。

イ 悪臭、汚水及び騒音が漏れない構造とすること。

ウ 洗浄設備、排水設備、消火設備、脱臭設備及び換気設備を設置すること。

エ 床は、コンクリート等の防水対策を施した頑強なものとすること。

オ 産業廃棄物処理業、再生資源取扱業等の施設を併用する場合は、作業の場所が区分されていること。

カ 一般廃棄物の保管・積替えの施設であることの表示をすること。

（生活環境の保全上必要な条件）

第 4 条 生活環境の保全上必要な条件は、法及び特別区の条例に規定するもののほか、次のとおりとする。

(1) 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物である古紙又は古繊維を運搬車で収集運搬する場合は、他の一般廃棄物と混載しないこと。

(2) 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物である古紙又は古繊維を運搬車で収集運搬する場合は、運搬先が特別区の区域内であること。

(3) 一般廃棄物の保管・積替えを行う場合は、許可又は承認を受けた施設で行うこと。

(4) 特別区の区域外で保管・積替えを行った一般廃棄物は、特別区の区域内の運搬先に運搬しないこと。

(5) 一般廃棄物処分業者の取り扱う一般廃棄物は、原則として特別区の区域内から発生するものであることとし、これによりがたい場合は事前に協議を行うこと。

(6) その他、許可証に記載する条件を遵守すること。

(許可日)

第5条 一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可は、1月を除く各月の1日に行うものとする。

(許可の申請時期)

第6条 一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の新規の許可を受けようとする者は、許可を受けようとする日の前日の1月前までに許可申請をしなければならない。

2 許可の更新を受けようとする者は、許可の期間が満了する日の1月前までに許可申請をしなければならない。

(業の変更の承認基準)

第7条 普通ごみを取り扱う稼動運搬車の数量の増加の承認申請については、第3条第6号に規定する基準を満たすときに承認する。ただし、転居廃棄物を収集運搬するときは、この限りでない。

(業の変更の承認申請義務)

第8条 一般廃棄物収集運搬業者は、普通ごみを取り扱う稼動運搬車の数量が第3条第6号の基準を満たさなくなったときは、稼動運搬車の数量の減少の承認申請をしなければならない。ただし、その保有する稼動運搬車が1台である場合については、この限りでない。

(許可証の交付及び返納)

第9条 特別区の規則に規定する一般廃棄物収集運搬業許可証又は一般廃棄物処分業許可証（以下これらを「許可証」という。）の記載事項の変更に係る承認をしたときは、当該変更承認の申請者に対し、許可証を交付する。

2 許可証の記載事項の変更に係る変更届を受理したときは、当該届出者に対し、許可証を交付する。

3 前2項の規定により許可証を交付され、若しくは特別区の規則に規定する変更の許可申請により許可証を交付され、又は許可証をき損し特別区の規則の規定により許可証を再交付された申請者又は届出者は、直ちに変更前の許可証を返納しなければならない。

(遵守事項)

第10条 一般廃棄物収集運搬業者は、法及び特別区の条例に規定するもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 運搬車の外部塗装は、原則としてブルー一色（ブルーは、社団法人日本塗料工業会規格 72-40 T又はそれに準ずる色とすること。）とすること。ただし、取り扱う一般廃棄物の種類又は作業場所の性格上、特に配慮する必要がある場合は、この限りでない。

(2) 運搬車の両側面のドア及び荷箱又は荷台の両側面には次に掲げる全ての事項、後方面にはウに掲げる事項を白色で表示すること。

ただし、表示の色については、前号ただし書に該当する場合は、この限りでない。

ア 一般廃棄物収集運搬業者の氏名（法人にあっては名称）

イ 一般廃棄物収集運搬業者である旨

ウ 許可番号

(3) 第4条第5号に規定する一般廃棄物処分業者の取り扱う一般廃棄物のうち、特別区の区域外から発生する一般廃棄物を運搬する場合は、当該市町村が認める一般廃棄物の収集運搬車両を使用し、その他区長の指示する内容を表示すること。この場合において、第3条第9号の規定は適用されないものとする。

(4) 運搬車には、一般廃棄物収集運搬業に関わりのない事項を表示しないこと。

(5) 運搬車は、作業終了後、荷箱又は荷台の内側及び外側を確実に洗浄し、悪臭の発散を防止するとともに清潔の保持に努めること。

- (6) 運搬車でなくなった車両については、当該車両を解体する場合を除き、第2号に定める事項の表示のうち、イ及びウについて抹消すること。
- (7) 運搬車以外の車両に、第2号に定める事項の表示のうち、イ及びウの表示をしないこと。
- (8) 一般廃棄物の保管・積替えを行う場合は、処理施設の受入が可能になり次第、施設から速やかに搬出すること。
- (9) 一般廃棄物の保管・積替えは、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (10) 従業員は、収集運搬を行う場合に雇用関係を証明する書類を携帯していること。

(試験)

第11条 試験を、次のとおり実施する。

- (1) 試験の実施方法は、別に協議会の会長が定める。
- (2) 申請者が法人である場合には、当該法人の登記簿に記載されている役員若しくは法人の総会において選任された役員のうち、会計参与、監査役及び監事を除く1名が受験することができる。
- (3) 合格の効力は、受験者が試験に合格した日から翌年の同日までとする。
- (4) 特別区のいずれかで一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可を有する者のうち、取得している業と同一の許可を申請しようとする場合は試験を免除する。
- (5) 一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可を取得してから5年を経過している個人が発起人として設立し、その代表者又は役員(会計参与、監査役及び監事を除く。)となった法人が、当該個人と同一の業を継続する場合は試験を免除する。

(講習会)

第12条 講習会を、次のとおり実施する。

- (1) 講習会の実施方法は、別に協議会の会長が定める。
- (2) 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、許可の期間中に実施する講習会を全て受講しなければならない。

(実績報告)

第13条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物処理実績報告書及び区別一般廃棄物処理量実績調査票を提出しなければならない。

- 2 廃家電の許可を有する場合には、前項の規定による書類に加え、特定家庭用機器廃棄物処理実績報告書を提出しなければならない。

(業の許可申請に係る添付書類等)

第14条 業の許可申請に係る添付書類等は、特別区の規則に規定するもののほか、次のとおりとする。

- (1) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有する未成年者の能力を証明する旨の書類は、営業に関し成年者と同一の行為能力を有する旨の申出書とする。
- (2) 欠格条項に該当しない旨の書類は、欠格条項に該当しない者である旨の誓約書とする。
- (3) 保管・積替えを行う施設を設置する場合には、当該施設の概況を示す書類として、当該施設の写真を添付すること。
- (4) 運搬先を証明できる書類(区長の指定する処理施設以外を運搬先とする場合に限る。)は、運搬先の一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業許可証の写しとする。
- (5) 処分先を証明できる書類(区長の指定する処理施設以外を処分先とする場合に限る。)は、処分先の一般廃棄物処分業許可証の写しとする。
- (6) 従業員名簿
- (7) 事業資金及びその調達方法を記載した書類は、次のとおりとする。

ア 個人 事業開始資金及び調達方法(更新の申請の場合を除く。)、資産調書及び前年度の所得

税納付済額を証する書類

- イ 法人 事業開始資金及び調達方法(更新の申請の場合を除く。)、直近決算時期の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (8) 排出事業者との一般廃棄物処理に係る委託を証明する書類は、一般廃棄物処理委託証明書又は委託することを証明する書類とする。ただし、許可後、速やかに排出事業者との委託契約書の写しを提出すること。
- (9) その他の必要とする書類及び図面(一般廃棄物収集運搬業)は、次のとおりとする。ただし、イについては普通ごみを取り扱う場合のみ、ウについては廃家電を取り扱う場合のみ提出するものとする。
 - ア 作業場所及び処理量
 - イ 普通ごみ区別届出ごみ量一覧
 - ウ 特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬にかかる作業計画書
 - エ 運搬車及び運搬船等を前方、斜め後方及び側面から撮影した写真
 - オ 器材一覧表
 - カ 業務経歴書
 - キ 書類及び図面の添付を省略しようとする場合は、添付書類省略申出書
 - ク その他申請及び届出に当たり、各特別区の区長が必要と認める書類及び図面
- (10) その他の必要とする書類及び図面(一般廃棄物処分業)は、次のとおりとする。
 - ア 排出場所及び処理量(処分業用)
 - イ 中間処理又は埋立処分を業として行う場合は、関係諸官庁の施設設置許可証の写し
 - ウ 業務経歴書
 - エ 書類及び図面の添付を省略しようとする場合は、添付書類省略申出書
 - オ その他申請及び届出に当たり、各特別区の区長が必要と認める書類及び図面

(廃家電を収集運搬する場合の特例)

第15条 廃家電を収集運搬する場合の許可に関する特例は、次のとおりとする。

- (1) 廃家電の運搬先は、第3条第1号の規定にかかわらず、指定引取場所等又は再商品化施設であること。
- (2) 廃家電を収集運搬する場合は、再商品化等の妨げにならないような方法で行うこと。
- (3) 廃家電の保管・積替えを行う場合(汚水を含み、又は悪臭等を発生するおそれがある場合を除く。)は、第3条第15号アからエまでの規定にかかわらず、保管・積替えを行う施設が次に掲げる事項に適合していること。
 - ア 周囲に囲いを設け、部外者の立入りができない構造とすること。
 - イ 汚水が生じないよう、雨水等を避ける対策を講ずること。
 - ウ 積替えにより騒音が生じないよう、必要な措置を講ずること。
 - エ 再商品化等の妨げにならないよう、保管・積替えによる破損等を避けるのに必要な措置を講ずること。
- (4) 廃家電を収集運搬する専用の車両については、第3条第8号及び第9号、第4条第1号及び第2号並びに第10条第1号及び第2号の規定を適用しないものとする。

(転居廃棄物を収集運搬する場合の特例)

第16条 転居廃棄物を収集運搬する場合、一般廃棄物収集運搬業者は、当該転居廃棄物の種類及び数量の確認が容易な形状の運搬車両を使用するものとする。

(様式)

第17条 この要綱の施行について必要な様式は、別に定める。

(委任)

第 18 条 この要綱に定めのない事項については、別に協議会の会長が定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 2 条関係） 取り扱う一般廃棄物の種類

種 類	内 容
普 通 ご み	以下に掲げるものを除く厨芥、紙くず、木くず、繊維くず、野菜くず、生理汚物等の事業系一般廃棄物（弁当がら等を含む。）及びその焼却残灰並びに転居廃棄物
道 路 ・ 公 園 ご み	道路、公園、河川及び港湾の清掃により発生する一般廃棄物
し さ ・ ふ さ	水再生センター等から発生するしさ及びふさ
汚 で い	浄化槽から発生する汚でい、建築物の排水槽から発生するし尿を含む汚でい、事業系の仮設便所から発生するし尿及びその他の一般廃棄物汚でい
動 物 死 体	動物の死体及びふん尿
医 療 廃 棄 物	感染性一般廃棄物及びこれに準じて処理することが適当と認められる事業系一般廃棄物
廃 家 電	特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）第 2 条第 5 項に規定する特定家庭用機器廃棄物

別表 2（第 2 条関係） 事業の区分

1	収集・運搬（保管・積替えを除く。）
2	収集・運搬（保管・積替えを含む。）
3	運搬（保管・積替えを含む。）
4	運搬（荷卸しに限る。）